

# 建設委員会報告資料

令和8年3月13日

報告事項件名	頁
(1) 足立区無電柱化推進計画（Ⅱ期）（案）について	2
(2) 足立区都市計画マスタープラン改定に向けた取組み状況について	6
(3) 第二次足立区景観計画の中間検証について	10
(4) ユニバーサルデザイン推進計画に基づく施策の評価結果について	20
(5) 「コード化点字ブロック」を活用した音声案内の 実証実験の期間延伸について	23
(6) 興野周辺地区のまちづくりについて	25
(7) 水路点検調査について	28
(8) 足立区橋梁長寿命化修繕計画の改定（案）について	30
(9) 花畑川環境整備事業の取組み状況について	58
(10) インクルーシブ遊具配置計画の策定について	60
(11) 花畑二丁目生コン工場への対応状況について	68
(12) 住宅政策審議会の開催結果について	70
(13) 令和8年度足立市街地開発株式会社の事業計画及び収支予算について	別添

(都市建設部)

# 建設委員会報告資料

令和8年3月13日

<p>件名</p>	<p><b>足立区無電柱化推進計画（Ⅱ期）（案）について</b></p>																
<p>所管部課名</p>	<p>都市建設部都市建設課 道路公園整備室道路管理課 道路整備課</p>																
<p>内容</p>	<p>足立区無電柱化推進計画（以下「区推進計画」という。）（Ⅱ期）（案）を作成したので、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 区推進計画（Ⅱ期）（案）について（別添資料参照）</b></p> <p>（1）計画期間 令和8年度～令和17年度</p> <p>（2）計画目標 足立区道の緊急輸送道路<sup>※1</sup>は総延長が13.36kmであるが、そのうち、令和8年3月時点で無電柱化が完了しているのは1.64km（約12.2%）となっている。本計画では国や都の方針と同様に「都市防災機能の強化」を優先するため、今後10年間で2.80km<sup>※2</sup>の緊急輸送道路の無電柱化に着手もしくは整備完了を目指すものとする。</p> <div data-bbox="376 1115 1426 1588" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>足立区道における緊急輸送道路の無電柱化の目標</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>整備済延長[km]</th> <th>着手済延長[km]</th> <th>未整備延長[km]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度(2016)</td> <td>1.58</td> <td>0.00</td> <td>11.78</td> </tr> <tr> <td>令和8年度(2026)</td> <td>1.64</td> <td>0.40</td> <td>11.32</td> </tr> <tr> <td>令和17年度(2035)</td> <td>2.04</td> <td>2.40</td> <td>8.92</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 災害直後から避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線          ※2 別紙1（P4参照）の優先整備実施路線4路線（①～④）の合計</p> <p>（3）整備実施路線について 新設する都市計画道路等も含めた今後10年間で無電柱化に着手もしくは整備完了を目指す路線（整備実施路線）は、別紙1、2（P4～5）のとおりとする。</p> <p>（4）電線管理者への意見照会について 区推進計画（Ⅱ期）の方針等について、「無電柱化の推進に関する法律」で定められている電線管理者（電気・通信）へ意見照会を行ったが、特段意見は挙げられなかった。</p> </div>	年度	整備済延長[km]	着手済延長[km]	未整備延長[km]	平成28年度(2016)	1.58	0.00	11.78	令和8年度(2026)	1.64	0.40	11.32	令和17年度(2035)	2.04	2.40	8.92
年度	整備済延長[km]	着手済延長[km]	未整備延長[km]														
平成28年度(2016)	1.58	0.00	11.78														
令和8年度(2026)	1.64	0.40	11.32														
令和17年度(2035)	2.04	2.40	8.92														

## **2 今後の方針**

- (1) 令和8年3月末に区推進計画（Ⅱ期）を策定後、4月に区ホームページで公表していく。
- (2) 無電柱化の実施にあたっては、地域住民と合意形成を図るとともに、電線管理者等と連携して進めていく。

整備実施路線一覧(Ⅱ期:R8~R17)

 優先整備実施路線

別紙1

番号	分類	路線名称	道路延長(km)	方針1	方針2	方針3
①	緊急輸送道路(二次)	足立3(補助第253号線) 【大師北参道、西新井消防署前付近】	0.83	○		
②	緊急輸送道路(二次)	足立6(補助第258号線) 【環七北通り、放射11号から補助第253号線】	0.84	○		
③	緊急輸送道路(三次)	花畑263(補助第262号線) 【花畑フラワーロード、国道4号から東】	0.73	○		
④	緊急輸送道路(二次)	江北260(補助第251号線) 【東京女子医大通り、環七から江北小学校前】	0.22	○		
		江北260(補助第251号線) 【東京女子医大通り、江北小学校前】	0.18	○		
⑤	チャレンジ路線	足立37(五反野駅前通り) 【1期:五反野駅周辺】	0.21			○
		足立37(五反野駅前通り) 【2期:1期南端から補助第136号線まで】	0.21			○
		足立37(五反野駅前通り) 【3期:1期北端から補助第138、256号線まで】	0.42			○
⑥	開発等による整備 ※防災に寄与する路線	江北駅~女子医(江北257号線他2) 【女子医アクセス道路】	0.21			○
⑦	開発等による整備(新設)	千住東349 【千住関屋地区開発】	0.12		○	
		千住東334 【千住関屋地区開発】	0.22		○	
		千住東281 【千住関屋地区開発】	0.25		○	
		千住東282 【千住関屋地区開発】	0.21		○	
		千住東333 【千住関屋地区開発】	0.28		○	
⑧	都市計画道路(新設)	補助第138号線《一部》 【江北地区】	0.39		○	
⑨	都市計画道路(新設)	補助第138号線《一部》 【興野地区】	0.94		○	
⑩	都市計画道路	江北260(補助第251号線) 【東京女子医大通り、足立医療センター前】	0.16			○
⑪	都市計画道路(新設)	補助第255号線《一部》(竹の塚417号線)	0.67		○	
⑫	都市計画道路(新設)	補助第256号線《一部》(五反野112・350号線) ※緊急輸送道路(三次)以外の部分	0.84		○	
⑬	交通広場	西新井駅西口(足立区画街路第9号線)	0.18		○	
合計			8.11			

方針1: 防災対策の重要性が高い路線

(地域防災計画に定める緊急道路障害物除去路線(緊急輸送道路))

方針2: 無電柱化整備の効率性や効果の高い路線

(新設する都市計画道路や市街地再開発事業等で整備する路線など)

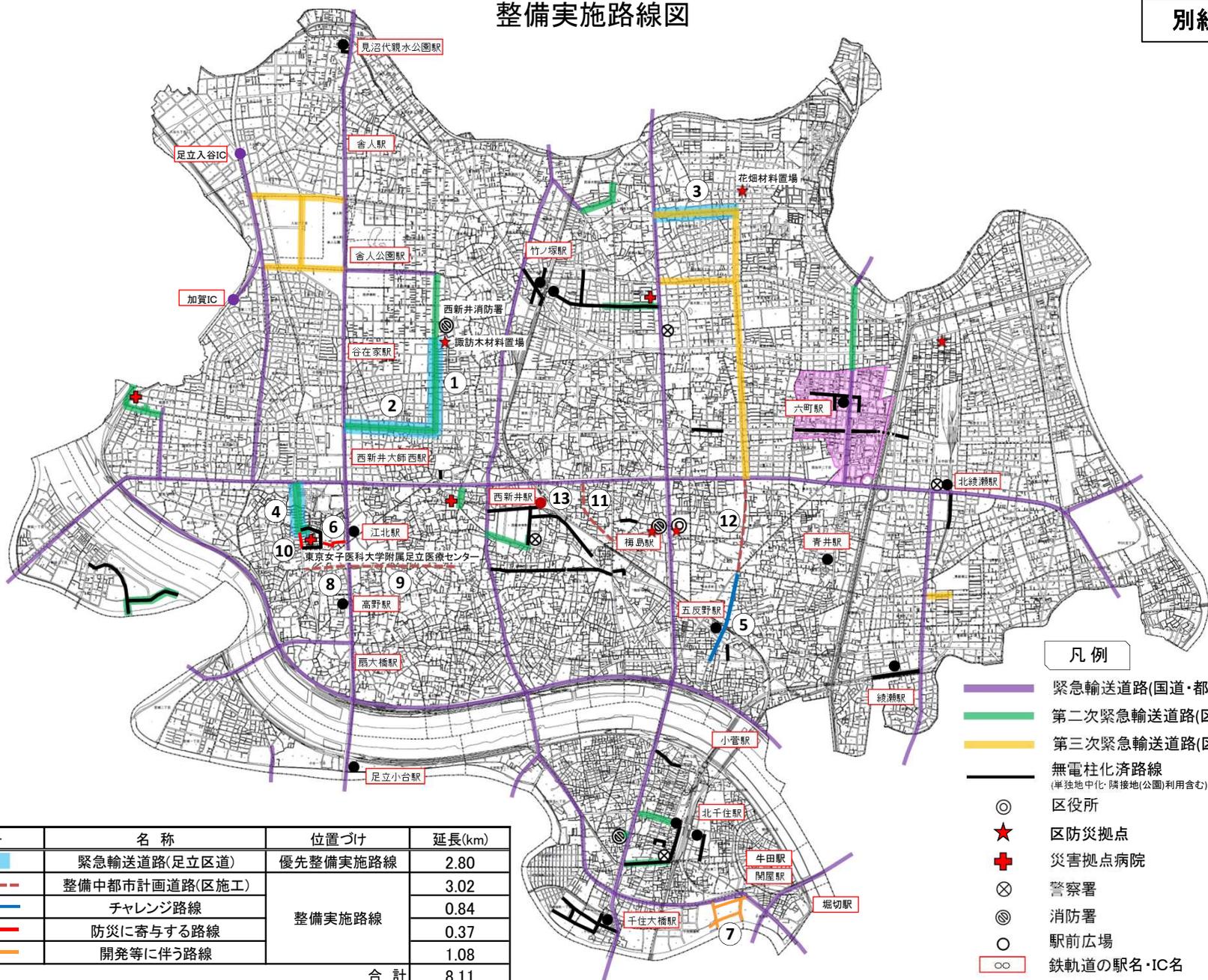
方針3: I期から継続して整備が進む「チャレンジ路線」<sub>※1</sub>及び「防災に寄与する路線」<sub>※2</sub>

※1 「歩道が無い」「歩道が狭い」など難易度の高い路線の無電柱化に挑戦するもの

※2 防災拠点と緊急輸送道路を結ぶ路線

# 整備実施路線図

別紙2



記号	名称	位置づけ	延長(km)
	緊急輸送道路(足立区道)	優先整備実施路線	2.80
	整備中都市計画道路(区施工)	整備実施路線	3.02
	チャレンジ路線		0.84
	防災に寄与する路線		0.37
	開発等に伴う路線		1.08
合計			8.11

- 凡例
- 緊急輸送道路(国道・都道)
  - 第二次緊急輸送道路(区道)
  - 第三次緊急輸送道路(区道)
  - 無電柱化済路線  
(単独地中化・隣接地(公園)利用含む)
  - 区役所
  - 区防災拠点
  - 災害拠点病院
  - 警察署
  - 消防署
  - 駅前広場
  - 鉄軌道の駅名・IC名
  - 東京都施工六町地区  
区画整理事業エリア

# 建設委員会報告資料

令和8年3月13日

<p>件名</p>	<p>足立区都市計画マスタープラン改定に向けた取組み状況について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>都市建設部都市建設課</p>
<p>内容</p>	<p>足立区都市計画マスタープラン（以下「都市マス」という。）改定に向けた取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 都市マスとは</b></p> <p>都市マスは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく、足立区の都市計画に関する基本的な方針である。足立区では平成6年11月に策定以降、平成18年3月と平成29年10月の2度改定しており、前回の改定から約8年が経過している。</p>

## 2 改定の理由

前回（平成29年）の改定以降、以下（1）（2）など足立区を取り巻く環境に変化がみられ、この変化との整合性を図るため。

- （1）東京都では令和3年3月に都市計画区域マスタープランを改定し、足立区では令和7年2月に足立区基本計画を策定。
- （2）自然災害の頻発・激甚化や少子高齢化のさらなる進行など社会情勢の変化が著しい。

## 3 改定の方向性（案）（別紙参照 P9）

まちづくりの目指すべき姿を「多世代・多文化が共生する社会に住み、働き、楽しみ、つながり、みんなで奏でるまちづくり」と設定。

## 4 改定に向けた意見聴取

以下の会議体から意見を聴取し、改定の方向性について議論を行った。

会議主体	年月日	会議体
足立区 まちづくり推進委員会	令和7年 6月 12日	第1回研究部会
	8月 19日	第2回研究部会
	9月 17日	第3回研究部会
	10月 17日	第4回研究部会
	12月 16日	第5回研究部会
足立区 都市計画審議会	令和7年 9月 19日	第1回専門部会
	12月 10日	第2回専門部会

## 5 改定に向けた主な意見

会議体	主な意見
研究部会	協創という言葉聞いた時に協奏だと思った。区民と一緒に動けるイメージが入っているとよい。
専門部会	区民に伝わるよう、分かりやすい表現、修飾語句を入れた方がよい。
	「ミクスト」という言葉の使い方として、社会的なミックスと機能的なミックスの二つの意味がミスリードされないように注意してほしい。
	「奏でる」は、住む、働く、楽しむ、つながるの結果として生まれるものではないか。 まちづくりの方針が7つあるのは多くて分かりづらいのではないか。

## 6 今後のスケジュール（予定）

時 期		内 容
令和8年	3月15日	アダチ若者会議にて足立区のまちづくりなどについて意見聴取
	3月25日	足立区都市計画審議会に改定の方向性（案）などを報告
	～	計画内容について足立区まちづくり推進委員会、足立区都市計画審議会への意見聴取
	11月	パブリックコメントの実施
令和9年	3月下旬	足立区都市計画審議会にて答申

## 7 今後の方針

令和8年度末の改定に向け、作業を進めていく。

足立区の  
これまで

平成6年(1994年)時点

- ・人口増や経済成長の持続を前提
- ・足立区初の都市計画マスタープラン+13地域区分のまちづくり

平成18年(2006年)時点

- ・少子高齢社会や活力低下の懸念
- ・人口減少社会、活力と豊かさの実感、協働などの視点で改定

平成29年(2017年)時点

- ・東日本大震災、少子・超高齢社会、地球温暖化への対応
- ・防災減災(首都直下地震・水害対策)、メリハリのあるまちづくり(集約型都市構造)、環境配慮(低炭素)などの視点で改定/地域区分を5地域に再編

社会・経済情勢  
の変化

前回改定時(2017年)から現在(2025年)までの約8年間の社会経済情勢の変化

①社会構造：

超高齢社会へ。労働人口の減少も顕著。団塊世代がすべて75歳以上に。2020年のコロナ禍を経て生活様式・働き方が変化。

②環境：

脱炭素・循環型社会への転換。2050年カーボンニュートラルが国家目標。エネルギー政策を再編。気候変動による猛暑・集中豪雨が日常化。

③災害：

西日本豪雨、熱海土石流災害、能登半島地震と大規模災害が頻発。豪雨災害など気候変動と南海トラフ地震、首都直下地震への備えが最重要課題。

④地域社会：

東日本大震災以降、地域の絆や助け合いが再評価。地方移住や二拠点居住にも着目が集まる。SDGs・ローカルSDGs(※1)・サーキュラーエコノミー(※2)が政策のキーワードに。

東京都都市計画区域マスタープラン(2021.3)

「あらゆる人々の暮らしの場を提供」「災害リスクと環境問題に立ち向かう都市の構築」「ESGやSDGsの概念を取り入れた都市づくり」等

(※1)地域固有の資源を活用し持続可能な社会を目指す取組  
(※2)資源を再利用し循環する経済システム

足立区のいま

2025年現在の足立区

これまでのまちづくりに一定の評価。さらなる磨き上げ。  
①住み続けたいが8割に。今後は、「ずっと」住み続けたいを8割に  
②「防災、防犯、交通、住環境、都市開発」「障がい者、高齢者、学校教育(学びの場等)」の満足度を高める環境整備への要請

超高齢社会における若年層と高齢世帯への両輪対応と、ポストコロナ時代の多世代・多文化交流への環境構築へ  
①増加する若年層と高齢者世帯(若年層流入を上回る高齢化)  
②外国人の増加、多世代・多文化交流への対応

足立区基本計画(2025.2)  
①協創の再構築、ウェルビーイングの向上とSDGsの推進、子ども・若者と進めるまちづくり等の「7つの理念」が追加  
②施策に「地域のつながり、支えあい」「セーフティネット」「事業者・創業者支援」「DXの推進」等の視点が追加  
③都の首都直下型地震の被害想定で、足立区は23区で突出した被害

改定の視点

ミクストコミュニティ/多種多様な機能融合

住む

働く

楽しむ

つながる

都市の強靱性と回復力/地球環境負荷の軽減/地域の活性化/デジタル技術による快適な生活

激甚災害対策

地球環境との共生

協創の仕組み

デジタル技術

ウェルビーイング

～多世代・多文化が共生する社会に住み、働き、楽しみ、つながり、みんなで奏でるまちづくり～

若い世代をはじめ区民や事業者などがチャレンジできる仕組みを構築し、区外も含め様々な主体の協創により、地域の問題解決や価値創造・向上を推進(エリアマネジメント)

地球環境との共生

年齢、国籍、性別、障がいの有無などを問わず、安心して住み続けられる

多世代・多文化が共生する社会に住む

多様な場所で自分らしく働く

自宅や職場、お気に入りのサードプレイスでの多様な場所で多彩なチャレンジができる

激甚災害への対策

ハード・ソフトの両輪で災害対策を推進し、激甚災害にも耐えうる都市の強靱化を推進

既存ストックの省エネ化、新設・既存を問わない地域インフラや建物への再エネ導入、緑の保全・創出を通して、まち全体で環境への負荷を軽減し、地球温暖化防止に貢献

誰もが気軽に移動でき、生活や遊び・学び等を生涯を通じてみんなで楽しむ

生涯を通じてみんなで楽しむ

広くゆるやかにみんながつながる

地域に関わる様々な人が憩い・集い、みんなが居場所やつながりを持つ

SNSやAIを活用した情報の収集・共有や課題提起、ビッグデータを活用したデータ分析、自動運転などの先端技術の導入を視野に入れたサービス提供など、デジタル技術が区民等の生活の豊かさを高めることに寄与

デジタル技術

まちづくりの方針(仮)

①激甚災害に耐える防災まちづくり

- 燃えない、燃え広がらないまちの形成
- 震災による避難時の安全性向上
- 治水対策などによる水害への対応
- 復旧・復興・事前復興のまちづくり など

②未来を見据えた交通・交流拠点の整備とウォークアブルなまちづくり

- 複合型拠点の形成
- 交通・交流軸の形成
- 自動運転技術等を見据えた公共交通ネットワークの形成
- 歩行者・自転車利用者の安全性と快適性を両立したウォークアブルなまちの形成 など

③豊かな水と緑にめぐまれた地球環境にやさしいまちづくり

- 水と緑の保全と創出・ネットワークの形成
- 公園・緑地の整備
- 景観の形成
- 脱炭素まちづくりの推進 など

④多世代・多文化が共生し、魅力や活力があふれるまちづくり

④-1 誰もが安全・安心に暮らせるまち

- 都市基盤の整備状況に応じた安全・快適な市街地整備
- 自由に社会参加できるまちづくり
- 地域力の強化による犯罪の抑制
- 多様な住宅の誘導による住みやすいまちづくり など

④-2 活力ある地域産業の継承・創造

- 起業から「稼ぐ力」を伸ばせる企業への育成支援
- 商工農業の活性化まちづくり(観光含む)
- エリアデザイン計画の推進による拠点開発の展開 など

⑤多様性を力につなげる協創のまちづくり

⑤-1協創の仕組みを活用し、やってみたいが叶うまちづくり

- 区民や事業者が「やってみたい」にチャレンジできる環境づくり
- 多様な主体との協創を深め、発展を後押しするまちづくり

⑤-2デジタルでつながり、暮らしの豊かさの可能性がひろがるまちづくり

- SNSやAIを活用した区民の興味がある情報の発信や、多様なニーズをつなげ合う仕組み
- ビッグデータを活用した来街者調査→回遊性の向上につながる政策立案 など

# 建設委員会報告資料

令和8年3月13日

件名	第二次足立区景観計画の中間検証について
所管部課名	都市建設部都市建設課
内容	<p>令和3年1月に策定した第二次足立区景観計画（以下「景観計画」という。）の中間検証について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 景観計画の中間検証について</b></p> <p>各施策に設定した指標ごとの中間目標値に関して、令和2年度から令和6年度までの活動を対象に、その達成度を測るとともに、今後の取組みの方向性等を検討した。</p> <p>(1) 世論調査による評価（重点成果指標）（別紙1参照 P12）  「景観・まち並みが良好である」と思う区民の割合  令和元年度 44.7% → 令和6年度 56.1%（11.4%上昇）  【参考】中間目標 50.0% 最終目標 55.0%</p> <p>(2) 指標の達成状況（別紙1参照 P12）  ア 目標を上回った指標 13指標（啓発イベントの開催回数等）  イ 目標どおりだった指標 13指標（パンフレットの発行回数等）  ウ 目標を下回った指標 9指標（景観重要建造物の指定等）  ※ 目標達成指標 26指標 / 35指標（達成度74%）</p> <p>(3) 指標の見直しに伴う変更点（別紙2参照 P13～17）  ア 整理指標 12指標（部会の開催回数等）  ※ 指標を統合できるものなど、一部の指標を見直し  イ 追加指標 15指標（区発信のSNSの閲覧数等）  ※ 景観審議会（以下「審議会」という。）の下部組織となる景観計画推進部会（以下「部会」という。）の意見を反映し新規追加</p> <p>(4) 審議会及び部会からの意見を踏まえた今後の主な取組み  ア SNS等の活用強化  X、Facebookによる定期的な発信とともに、インスタグラムの利用など、様々なSNSを活用して情報発信を強化していく。  イ 現地勉強会（フィールドワーク）の実施  足立区らしさを象徴する景観を研究していく現地勉強会（フィールドワーク）を実施し、区内の良好な景観事例を探していく。</p>

(5) 審議会及び部会の開催結果

ア 部会

(ア) 第1回 令和7年 7月29日

(イ) 第2回 9月18日

(ウ) 第3回 11月28日

(エ) 第4回 令和8年 1月 7日

イ 審議会

(ア) 第1回 令和7年 5月23日

(イ) 第2回 令和8年 2月10日 (最終審議)

**2 今後の方針**

中間検証を踏まえて、令和12年度末の第三次足立区景観計画策定に向けて検討を進めていく。

**【参考】景観計画について** (別紙3参照 P18)

1 位置づけ

まちづくりの分野別計画として、足立区の景観形成の目標等を示すと共に、その実現のための施策について整理している。

2 目標

「足立らしい魅力ある景観でつくる親しみを感じる住環境と心豊かな暮らし～ともに創る暮らしのまち足立の景観～」

3 施策群

第一次足立区景観計画からの流れを受け「保全・活用」「特定地区※」「規制・誘導」の三つの施策群から構成されており、施策群の中に個別の施策を明記している。

また、「協働、協創」により各施策を推進していくこととしている。

※ 住民の景観形成への取組みを推進する景観形成地区と、地区独自の景観形成基準を定め重点的に規制誘導していく特別景観形成地区を合わせた地区の名称。

# 第二次足立区景観計画 施策・指標の達成状況

目標達成<sup>※1</sup> 26 / 35指標<sup>※2</sup> 追加指標 15指標

成果指標

<b>【世論調査による評価】</b>	目標達成 1 / 1指標	追加指標 1指標
重点指標「景観・まち並みが良好である」と思う区民の割合	R1 44.7%	R6 56.1%
新規指標「まちなかの花や緑が多い」と思う区民の割合		62.6%

第一次景観計画  
重点施策

## 施策群1 【保全・活用】

**重点施策**  
魅力ある景観資源を保全・活用する

既存の良好な景観資源の保全に努め、区民の景観の重要性に対する認識向上、将来の景観形成の推進のために景観資源を活用する

施策1-1  
景観資源や景観重要公共施設の重要性を認識する

目標達成 3 / 3指標  
追加指標 2指標

施策1-2  
公共施設を活かして周辺景観を誘導する

目標達成 2 / 3指標  
追加指標 1指標

施策1-3  
景観資源を保全・活用するしくみをつくる

目標達成 3 / 4指標  
追加指標 3指標

## 施策群2 【特定地区】

**重点施策**  
地域の個性を活かしたまち並みをつくる

景観形成地区等を中心に、景観資源の発掘や地域ごとのルール作りを通し、地区特性を活かした景観形成を図る

施策2-1  
景観形成地区の景観を誘導し、まち並みを創る

目標達成 2 / 2指標  
追加指標 3指標

施策2-2  
特別景観形成地区のまち並みを保全する

目標達成 2 / 4指標  
追加指標 1指標

施策2-3  
景観ガイドライン等で新しいまちづくりの景観を誘導する

目標達成 2 / 2指標  
追加指標 0指標

## 施策群3 【規制・誘導】

**重点施策**  
建築計画等で景観の質を高める景観誘導を行う

建築物や屋外広告物の規制等の法令の適切な運用により、良好な景観を維持し、目指すべき景観形成へ誘導する

施策3-1  
庁内外における規制誘導の体制を強化する

目標達成 3 / 4指標  
追加指標 0指標

施策3-2  
建築物等の規制誘導を強化する

目標達成 3 / 4指標  
追加指標 1指標

施策3-3  
屋外広告物の規制誘導を強化する

目標達成 3 / 3指標  
追加指標 0指標

検証結果  
施策指標

【協働・協創】

**重点施策**  
協働・協創により施策を推進する

庁内及び国や都など関係機関との連携と、区民、事業者及び区の協創により、目指すべき景観形成を誘導する

施策 協働・協創による施策を推進する

目標達成 2 / 5指標 追加指標 3指標

新規指標 みどり豊かな景観形成に取り組む区民・団体数  
「足立まちの風景資産」の投票人数  
現地勉強会（フィールドワーク）の実施回数

※1 「目標を上回った」「目標どおりだった」指標を「目標達成」とする ※2 指標数は重複あり

第二次足立区景観計画 各施策の中間検証

第一次景観計画策定の平成21年度から  
 ■「累計」← 平成21年度から ※ただし、SNSの発信は平成26年度から  
 成果指標  
 ↑ 目標を上回った 目標を上方修正  
 → 目標どおり 目標を現状維持  
 ↓ 目標を下回った 目標を下方修正

施策群	施策	指標番号	指標	計画時 初期値 R2年度	中間検証時 実績値 R7年度 (括弧内は当初目標値)	評価・検証	中間検証時 見直し最終目標 R12年度 (括弧内は当初目標値)	今後の 主な取組	
足立区景観計画 P 5 0									
【世論調査による評価】									
世論調査による評価	世論調査による評価								
	良好な景観の形成と快適なまちづくりを推進する。								
	1		「景観・まち並みが良好である」と思う区民の割合 【世論調査参照】	44.7%	56.1% (50.0%)	↑	60.0% (55.0%)	↑	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種制度により適切な景観誘導を行う。</li> <li>区内景観への関心を抱いてもらう施策を進める。</li> <li>世論調査は長期的に広範囲の意見を聴取できるメリットがあるため、今後も活用していく。</li> </ul>
2	追加新規	「まちなかの花や緑が多い」と思う区民の割合 【世論調査参照】 ※令和2年度は「花や緑が増えている」という設問。	※ 27.2%	62.6%	-	66.9%	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>世論調査は長期的に広範囲の意見を聴取できるメリットがあるため、今後も活用していく。</li> <li>世論調査で把握が難しい部分は、パークインベション推進課が実施しているアンケート等で補足していく。</li> <li>当該指標は「緑の基本計画」から抜粋している指標となるので、今後の方向性について所管であるパークインベション推進課と調整を図っていく。</li> </ul>	
足立区景観計画 P 6 0									
1【保全・活用】魅力ある景観資源を保全・活用する									
1-1 景観資源や景観重要公共施設の重要性を認識する									
区民、事業者及び区が、それぞれの立場から景観資源や景観重要公共施設の重要性を正しく認識する。良好な景観に対する保全の意識を高めるため、区による情報発信や意識啓発などを継続的に実施する。									
1【保全・活用】	3		SNS (X, Facebook) による区からの情報発信回数 ※当初は累計数を指標としていたが、年単位の回数に変更した。	累計90回	※31回/年 Facebook 31回 X 31回	↑	35回/年 Facebook 35回 X 35回	↑	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民の景観資源の重要性に対する認識向上を目的としたSNSの活用を進めていく。</li> <li>見せ方や切り口の異なるSNSの活用を進める。</li> <li>閲覧数及び「いいね」の数を新指標として設定する。</li> <li>情報の収集、発信及び分析に関し、DX等の最新技術を積極的に活用できるよう研究を進める。</li> <li>現在でも月2回以上の定期的な情報発信を行っているため、これを継続していく。</li> <li>インスタグラム及びLINEでの周知を広報報道課に依頼する。</li> <li>SNSの種別ごとの評価も行う。</li> <li>季節ごと及び場所ごとの切り口で、あだち広報の掲載を積極的に行う。また、季節ごとの景観資源の写真など質の高い掲載材料を確保する。</li> </ul>
	4	追加新規	区発信のSNS (X, Facebook) の閲覧数 ※1投稿あたりの平均値を記載。	-	※ 5,241人/投稿 【「いいね」の数】 54人/投稿	-	6,000人/投稿 【「いいね」の数】 60人/投稿	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>閲覧数を指標として設定する。</li> <li>指標は今後も変わっていくことが想定されるので、情勢に合わせて検討していく。</li> <li>今後XやFacebookの仕様の変更に合わせて分析できないか検討していく。</li> </ul>
	5		啓発イベントの開催回数 (まち歩き・ワークショップ・パネル展示・講演会・写真コンテスト等)	累計2回	累計8回 (累計5回)	↑	累計12回 (累計10回)	↑	<ul style="list-style-type: none"> <li>まち歩き・パネル展示などのイベントを年1回実施する。</li> <li>イベント参加者へアンケートを行い新指標とする。</li> <li>区民向けのイベントとして、誰にでもわかりやすく景観に興味を持ってもらえるような内容を企画する。</li> <li>イベント参加者の人数など、第三次景観計画に合わせて成果の把握ができる指標の見直しを検討する。</li> </ul>
	6	追加新規	啓発イベントにおける参加者調査で「景観に関する認識が向上した」と回答した割合	-	-	-	80%	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者へ満足度調査を行い、新指標とする。</li> <li>アンケートの自由記入欄を活用しながら、低評価な意見に対してその理由等をくみ取り次回イベントに改善できるようにする。</li> <li>イベントごとにアンケート内容を精査し、参加者の特性等に合わせたアンケートを実施する。</li> </ul>
	7		啓発パンフレット等の発行回数	累計3回	累計8回	→	累計13回	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレット等の目的をしっかりと抑えつつ、目的に沿った発行をすることが大切である。</li> <li>イベント等の周知も大切だが、そもそも足立区がどんなところかを発信していくことも大事である。</li> <li>SNSが発達した現在でも、紙媒体も一定の周知効果がある。</li> <li>配布場所の固定化に対処する必要がある。</li> </ul>
									<ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレット等を作成する際は、目的やターゲット等を事前に整理したうえで、作成を進めていく。</li> <li>一般的な景観事例だけでなく、景観の背景である足立の歴史や地形などについても、情報発信していく。</li> <li>年1回の頻度で魅力的な媒体を作成する。</li> <li>内容に合わせた配布先を選定する。</li> </ul>

施策群	施策	指標番号	指標	計画時 初期値 R2年度	中間検証時 実績値 R7年度 (括弧内は当初目標値)	評価・検証	中間検証時 見直し最終目標 R12年度 (括弧内は当初目標値)	今後の 主な取組	
<b>1-2 公共施設を活かして周辺景観を誘導する</b>									
公共施設が周辺の良好なまち並み景観を先導していくため、公共施設の整備や維持管理において、庁内及び関係機関との連携を強化し、関連施策と一体となった地域の景観形成を誘導する。									
	8		足立区公共施設等整備基準に基づく事前協議件数 (公共建築物等に求められる水準を確保するための協議)	10件/年	13件/年 (10件/年)	↑	10件/年	→	・事前協議制度で適切な景観誘導を行っていく。 ・情報共有できる庁内体制を構築する。 ・一定の実態把握ができる指標として用いているが、今後、第3次景観計画策定に合わせて成果把握ができる指標の見直しを検討する。
	9	追加新規	届出・通知における事業者自己評価で「地域の特性に配慮した」と回答した割合	-	87%	-	100%	-	・現在の事業者自己評価チェックリストを見直し、規制誘導の成果を明確にしていくことで、運用の強化に活用する。
	10		景観法に基づく景観重要公共施設の数	10施設	10施設 (11施設)	↓	12施設	→	・「足立まちの風景資産」の中から候補を選び、施設管理者との協議を踏まえ、景観重要公共施設の指定につなげる。 ・「足立まちの風景資産」選定風景を含め、目標値達成に向けた候補施設をリストアップする。 ・景観重要公共施設に指定した後は、施設の景観資源としての活用施策を進めていく。
	11		景観形成共有化のための関連部署を交えた庁内研修等の実施数	-	累計4回	→	累計9回	→	・関連部署を交えた研修を年1回実施する。 ・景観関連法規に関する制度理解について庁内周知を年2回程度行うと共に、職員向けのアンケートを行う。
<b>1-3 景観資源を保全・活用するしくみをつくる</b>									
「足立まちの風景資産」選定を通して、多くの区民に身近な景観資源の魅力と重要性を認識してもらい保全・活用への意識を醸成する。また、歴史的・文化的な価値のあるものについては景観重要建造物等の制度を活用し保全体制の強化を検討する。									
1 【保全・活用】	12		「足立まちの風景資産」の選定	-	延べ33件 (延べ30件)	↑	延べ50件	→	・「風景資産」の選定を3年周期で実施していく。 ・風景資産の候補にあがった風景についても、次回の投票時にリーフレットやHP、SNSへの掲載により周知していく。
	13	追加新規	「足立まちの風景資産」の投票人数 ※一人5票まで投票可能	-	1,741人 ※【投票数】 7,846票	-	1,800人 【投票数】 9,000票	-	・関心度を測る指標として投票数を新指標とする。 ・投票人数を新指標として設定する。
		整理統合 13	「足立まちの風景資産」の選定に向けた部会開催回数	累計5回	累計21回 (累計10回)	↑	-	-	・「足立まちの風景資産」については、選定数及び投票人数により評価できると考え、当該指標を廃止する。
		整理統合 5	まち歩き、ワークショップ等の開催回数	-	累計6回 (累計5回)	↑	-	-	・指標5「啓発イベント」に関する指標を再掲し、当該指標を廃止する。
		追加再掲 5	啓発イベントの開催回数 (まち歩き・ワークショップ・パネル展示・講演会・写真コンテスト等)	累計2回	累計8回 (累計5回)	-	【再掲】指標番号5		
		追加再掲 6	啓発イベントにおける参加者調査で「景観に関する認識が向上した」と回答した割合	-	-	-	【再掲】指標番号6		
		16		景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木の指定	-	累計0件 (累計1件)	↓	累計2件	→

施策群	施策	指標番号	指標	計画時 初期値 R 2年度	中間検証時 実績値 R 7年度 (括弧内は当初目標値)	評価・検証	中間検証時 見直し最終目標 R 12年度 (括弧内は当初目標値)	今後の 主な取組
2【特定地区】地域の個性を活かしたまち並みをつくる								
2-1 景観形成地区の景観を誘導し、まち並みを創る								
景観形成地区（2地区）の景観資源の発掘や魅力発信により、地区景観の重要性への認識を向上させるとともに、理想とする景観の共有により地区の個性を活かした景観形成を誘導していく。								
2【特定地区】	17	追加新規	区内の良好な景観について実例をもとに研究する現地勉強会（フィールドワーク）の実施回数	-	-	-	2回/年	-
	18	再掲3	SNS（X、Facebook）による情報発信回数	累計90回	31回/年 Facebook 31回 X 31回	↑		【再掲】指標番号3
	19	追加再掲4	区発信のSNS（X、Facebook）の閲覧数 ※1投稿あたりの平均値を記載	-	※5, 241人/投稿 【「いいね」の数】 54人/投稿	-		【再掲】指標番号4
	20	再掲5	啓発イベントの開催回数 (まち歩き・パネル展示・講演会・写真コンテスト等)	累計2回	累計8回 (累計5回)	↑		【再掲】指標番号5
	21	追加再掲6	啓発イベントにおける参加者調査で「景観に関する認識が向上した」と回答した割合	-	-	-		【再掲】指標番号6
	2-2 特別景観形成地区のまち並みを保全する							
特別景観形成地区（5地区）の景観ルールや理想とする景観について、区民及び事業者の認識を向上させるとともに、法令上の手続き制度の適切な運用により、地区内のまち並みを保全する。								
2【特定地区】	22		地区内の景観法に基づく届出件数 (一定規模の建築行為等に対する届出)	15件/年	19件/年 (15件/年)	↑	15件/年	→
	23	追加再掲9	届出・通知における事業者自己評価で「地域の特性に配慮した」と回答した割合	-	87%	-		【再掲】指標番号9
		整理	地区内の足立区景観条例に基づく事前協議件数 (大規模建築物、特定建築物、大規模開発事業、個別建設事業を対象)	2件/年	1件/年 (2件/年)	↓	-	-
	24		地区の啓発パンフレットや景観デザインガイド等の作成地区	延べ2地区	延べ2地区 (延べ3地区)	↓	延べ4地区	→
		整理統合5	景観まちづくりを相談できる場を設ける	-	累計3回 (累計2回)	↑	-	-

施策群	施策	指標番号	指標	計画時 初期値 R2年度	中間検証時 実績値 R7年度 (括弧内は当初目標値)	評価・検証	中間検証時 見直し最終目標 R12年度 (括弧内は当初目標値)	今後の 主な取組	
<b>2-3 景観ガイドライン等で新しいまちづくりの景観を誘導する</b>									
大規模開発やエリアデザイン計画及び公共住宅の建替え等に際し、庁内外の関係機関と連携し、その地区にふさわしい景観形成について共通認識を図る。また、事業者による景観ガイドライン作成等、事前協議制度の活用により、地区内の統一感ある景観形成を誘導する。									
	25		足立区景観条例に基づく景観ガイドラインの作成地区数（任意含む）	累計12地区	累計17地区 (累計15地区)	↑	累計19地区 (累計18地区)	↑	・景観形成調整部会での意見聴取を含め適切に景観誘導を行う。
	26		地区内の個別建設事業に対する足立区景観条例に基づく事前協議件数	累計40件	累計45件	→	累計50件	→	・事前協議によりガイドラインに即した景観誘導を行う。 ・一定の実態把握ができる指標として用いているが、今後、第3次景観計画策定に合わせて成果把握ができる指標の見直しを検討する。
<b>3【規制・誘導】建築計画等で景観の質を高める景観誘導を行う</b>								足立区景観計画P78	
<b>3-1 庁内外における規制誘導の体制を強化する</b>									
建築関連手続における関係所管との連携により規制誘導の体制を強化する。また、届出や事前協議の実績検証により、効果的な形成誘導を行う。									
	27		建築手続き関連書類の庁内供覧件数 (手続き漏れ防止のための庁内情報共有)	400件/年	371件/年 (400件/年)	↓	400件/年	→	・書類の供覧を含め、関係機関との連携を深めていく。 ・一定の実態把握ができる指標として用いているが、今後、第3次景観計画策定に合わせて成果把握ができる指標の見直しを検討する。
	28		事前協議の実績検証として景観形成調整部会委員からの評価、助言を得る回数	-	1回/年	→	1回/年	→	・引き続き事前協議の実績検証を行い、委員から聴取した意見を景観施策に活用していく。
	整理		景観形成調整部会における事前協議の配慮事項集の作成	作成済み	毎年更新	→	-	-	・配慮事項集の作成は今後も進めていくが、指標としての評価が適さないと判断されるため、当該指標を廃止する。
	整理		特殊事例運用マニュアル作成	作成済み	適宜追加	→	-	-	・マニュアルの作成は今後も進めていくが、指標としての評価が適さないと判断されるため、当該指標を廃止する。
<b>3-2 建築物等の規制誘導を強化する</b>									
届出や事前協議等、法令の適切な運用により、地区や規模に応じた景観形成基準を守るよう規制誘導する。									
	29		大規模建築物に対する足立区景観条例に基づく事前協議件数	累計27件	累計50件 (累計35件)	↑	累計80件 (累計40件)	↑	・専門家による意見が建築計画に反映されるよう誘導する。 ・各課との情報共有により、届出漏れがないよう対策している。 ・完了届出が提出されていない案件などは事業者を確認するなどの対応を行う。 ・一定の実態把握ができる指標として用いているが、今後、第3次景観計画策定に合わせて成果の把握ができる指標の見直しを検討する。
	30		足立区景観条例に基づく完了届出の提出割合	60%	70% (80%)	↓	100%	→	・すべての届出に対して完了届が提出される状況を目指す。 ・SNSや広報での情報発信により、完了届出提出義務の周知徹底を図る。
	31	追加再掲9	届出・通知における事業者自己評価で「地域の特性に配慮した」と回答した割合	-	87%	-	【再掲】指標番号9		
	整理		一般建築物の誘導指針（努力義務）を新設	新設済	改善検討	→	-	-	・誘導指針は計画初期の段階で設定済みであり、今後の方向性の分析として指標としての評価が適さないと判断されるため、当該指標を廃止する。
	32	再掲7	啓発パンフレット等の発行回数	累計3回	累計8回	→	【再掲】指標番号7		

施策群	施策	指標番号	指標	計画時 初期値 R2年度	中間検証時 実績値 R7年度 (括弧内は当初目標値)	評価・検証	中間検証時 見直し最終目標 R12年度 (括弧内は当初目標値)	今後の 主な取組	
<b>3-3 屋外広告物の規制誘導を強化する</b>									
屋外広告物に関する景観形成誘導基準に対し、屋外広告物担当所管と連携して実効力のある誘導を進める。									
3	規制・誘導	33	東京都屋外広告物条例に基づく届出件数	150件/年	150件/年	→	150件/年	→ ・時代や環境にあった基準となるよう見直しを行う。 ・一定の実態把握ができる指標として用いているが、今後、第3次景観計画策定に合わせて指標の見直しを検討する。	
		34	屋外広告物担当所管との情報共有	適宜	2回/年	→	2回/年	→ ・引き続き屋外広告物許可担当所管と定期的な情報共有の場を設定し、広告規制の変更の必要性などを協議していく。	
		整理 統合 35	広告物の規制誘導で専門家の助言を得た件数	-	累計5回	→	-	- ・広告物を含め専門家からの助言を景観審議会等で得ていることから、景観審議会の開催実績に包含されると考え、当該指標を廃止する。	
【協働・協創】								足立区景観計画P83	
<b>協働・協創により景観形成を推進する</b>									
行政間の協働と、区民、事業者及び区の協創により、目指すべき景観形成を誘導する。									
3	協働・協創	35	景観審議会・部会の開催回数 ※当初は景観審議会のみ回数を指標としていたが、部会を含んだ開催回数・議題数・参加人数を指標とする(年ごとの延数)	※ 2回/年	10回/年 【議題数】 17件/年 【参加人数】 56人/年	→	12回/年 【議題数】 18件/年 【参加人数】 60人/年	→ ・景観計画推進部会、景観形成調整部会との役割分担、情報共有により、景観審議会での意見が景観形成に正しくつながるよう体制を維持していく。 ・開催回数だけでなく、議題数、参加人数も指標とする。	
		整理 統合 35	景観計画推進部会の開催回数	4回/年	4回/年 (6回/年) 【議題数】 5件/年	→	-	- ・景観審議会での開催回数及び議題数に包含されると考えられるため、当該指標を廃止する。	
		整理 統合 35	景観形成調整部会の開催回数	6回/年	4回/年 (6回/年) 【議題数】 9件/年	↓	-	- ・景観審議会での開催回数及び議題数に包含されると考えられるため、当該指標を廃止する。	
		整理 統合 35	区民公募委員の人数	延べ20人	延べ24人 (延べ26人)	↓	-	- ・景観審議会での開催回数及び参加人数に包含されると考えられるため、当該指標を廃止する。	
		整理 統合 35	景観審議会委員OB・OG等の景観形成の場における活動人数	-	延べ1人 (延べ5人)	↓	-	- ・現地勉強会(フィールドワーク)、みどりの活動団体への参加を促し、当該指標を廃止する。	
		追加 再掲 13	「足立まちの風景資産」の投票人数	-	1,741人 【投票数】 7,846票	-	【再掲】指標番号13		
		追加 再掲 17	区内の良好な景観について実例をもとに研究する現地勉強会(フィールドワーク)の実施回数	-	-	-	【再掲】指標番号17		
		追加 新規	みどり豊かな景観形成に取り組む区民・団体数 【緑の基本計画参照】	1,163 【内訳】 団体720 個人443	1,233 【内訳】 団体764 個人469	-	1,467 【内訳】 団体820 個人647	- ・景観審議会委員OB・OG等に団体への参加を促していく。 ・緑の協力員へのヒアリング結果を今後の景観方針に反映できるよう連携を強化する。	

# 第5章 新たな施策の展開に向けて

今後の良好な景観形成を推進するため、施策群の体系、施策の構成及び指標を示します。

## 1 景観形成の施策群の体系

良好な景観は、継続的な取組によって保全され、創出されるものです。そのため、今後も第一次足立区景観計画における景観形成の方策の体系（図5-1）を継承し、景観形成を推進します。

その上で本計画においては、これまで取り組みが不足していた【保全・活用】を施策群1とし、「地区レベルの景観形成」を施策群2【特定地区】と改め、施策群3【規制・誘導】の順序に再構築します（図5-2）。これに加え、重点的に実施する施策を追加し、景観形成施策を展開します。重点的な景観形成の施策の構成については次頁に、また、各施策の詳細は第6章から第9章に示します。

図5-1 第一次足立区景観計画における景観形成の方策の体系

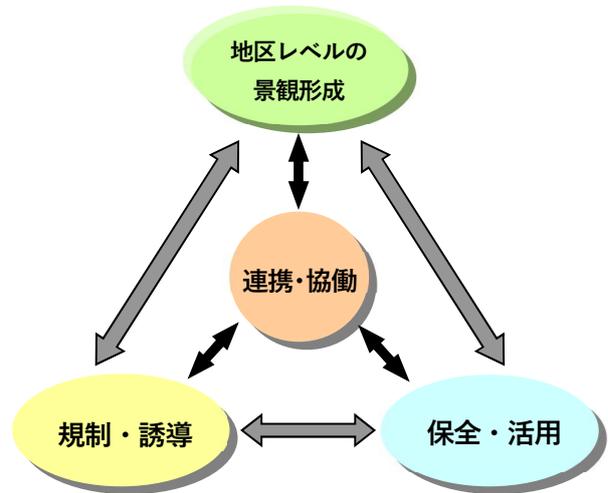
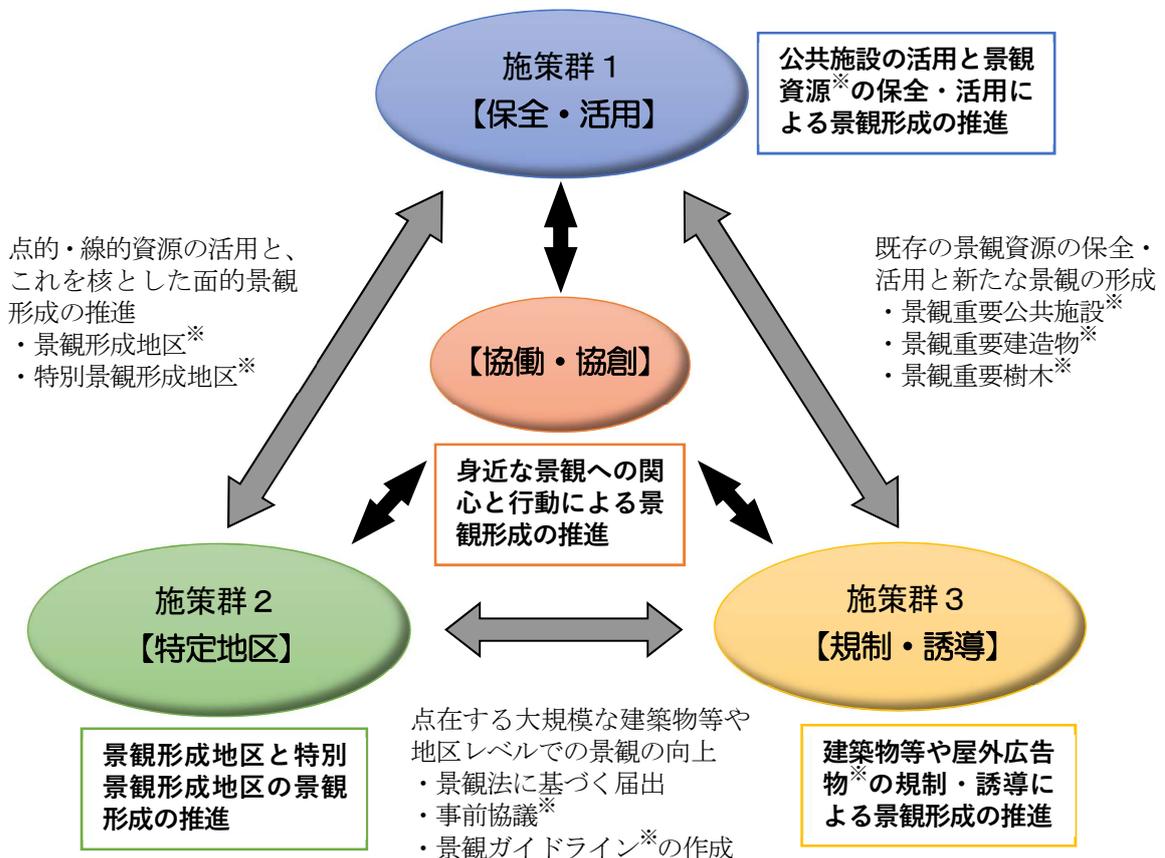


図5-2 第二次足立区景観計画における景観形成の施策群の体系



# 景 観 関 連 用 語 解 説

用語	解説
足立区公共施設整備基準	足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第20条第1項の規定に基づき、区民が安全かつ快適に住み続けられる市街地づくりを推進するため、公共施設等（公共建築物含む）の整備に対して設けている基準。
足立まちの風景資産	大切な資産として次世代に残しておきたい区内風景を投票等によって選定したもの。現在33か所の風景が選定。
エリアデザイン	まちの特徴・魅力や求めるべき将来像などを、区内外に広く発信することで、足立区のイメージアップや地域の活性化を図るための新しいまちづくりの取組。
屋外広告物条例	街の景観（見た目）を良く保ち、公衆の安全を守るために、看板や垂れ幕などの屋外広告物の設置や管理、屋外広告業を規制するルール（条例）のこと。
（景観資源の）活用	景観資源を、まちづくり、地域振興及び観光資源などに利用すること。例として、緑の多い広場などを地域の憩いの場として積極的に活用することなどがあげられる。
景観ガイドライン	大規模開発事業を行おうとする者が区と協議の上作成する、開発地区内の良好な景観の形成に関する事項を記載した指針。
景観計画推進部会	区全域に関わる景観に関する事項について調査審議する、足立区景観審議会の下部組織。
景観形成地区	地区特性を活かした景観形成を図るため、住民の景観形成への取り組みを促進する地区。 現在、千住旧日光街道周辺地区及び伊興寺町周辺地区の2地区を指定。
景観形成調整部会	区内の個別案件に関する事項について調査審議する、足立区景観審議会の下部組織。
景観資源	建築物や工作物、樹木、広場、緑道など、地域の良好な景観を特色づけている様々な要素や、それらの複合により生まれるもの。
景観重要建造物	景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域において、良好な景観の形成を推進する上で重要な建造物として、所有者等の同意を得て指定されたもの。
景観重要公共施設	景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域において、良好な景観の形成を推進する上で重要な道路、河川等の公共施設で、管理者の同意を得て指定されたもの。
景観重要樹木	景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域において、良好な景観の形成を推進する上で重要な樹木として、所有者等の同意を得て指定されたもの。

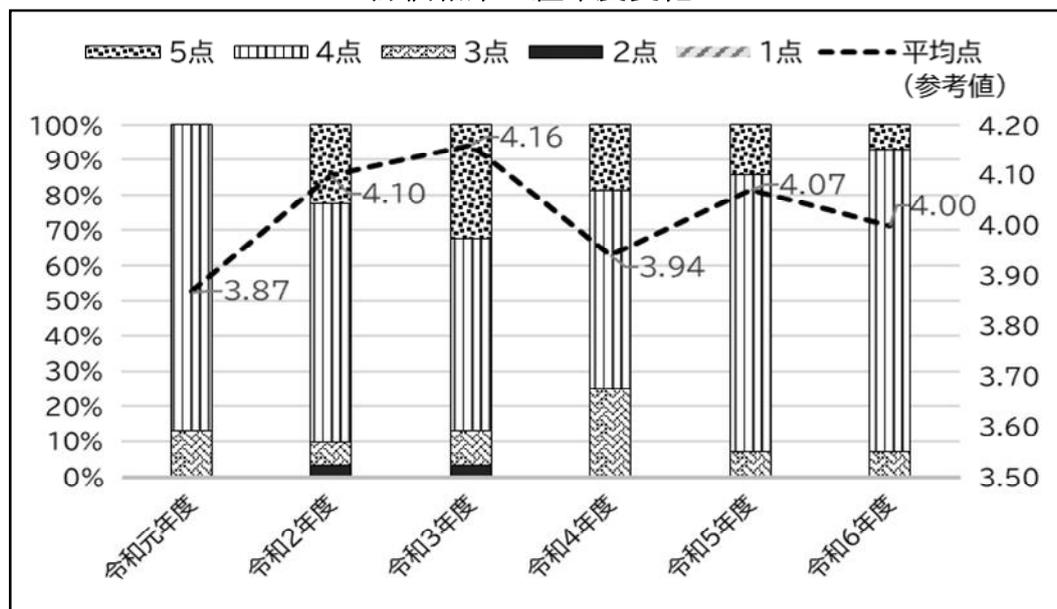
用語	解説
景観審議会	良好な景観形成について優れた見識を有する者のうちから区長が委嘱する委員で組織され、条例で定められた事項、区長の諮問事項、区の良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議する、区長の附属機関。
現地勉強会（フィールドワーク）	区内の良好な景観を好事例として探していき、地区のあるべき景観やルール作りを行うとともに、区として残すべき景観資源について確認することを目的とした現地での調査を行う取組。 参加者は区職員以外に、景観計画推進部会委員、まちづくり推進委員及び地元のキーパーソンなど広く参加を求めていく予定である。
（景観法の）公共施設	道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設
事前協議	足立区景観条例に基づき、大規模建築物等（大規模建築物・特定建築物）の建築等、大規模開発事業、開発地区内の個別建設事業の事業者が、良好な景観形成について行う協議。 または、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例に基づき、環境整備基準、公共施設等整備基準等の対象事業の事業者が、良好な景観形成について行う協議。
特定地区	住民の景観形成への取り組みを推進する景観形成地区、及び地区独自の景観形成基準を定め重点的に規制誘導する特別景観形成地区を合わせた総称。
特別景観形成地区	地区独自の景観形成基準を定め重点的に規制誘導していく地区で、現在、隅田川沿川地区、日暮里・舎人ライナー沿線地区、圀川沿川地区、見沼代親水公園周辺地区、西新井大師地区の5地区を指定。
届出	足立区景観条例に基づき、一定規模の建築等を行う事業者が工事着手前に提出を義務付けられている届出。
（景観資源の）保全	良好な景観を維持・育成・創造していく取り組み。
まちづくり推進委員	町会・自治会連合会等、商店街振興組合連合会、地域のまちづくり団体、女性団体連合会、足立区中学校PTA連合会等から選出された地域のまちづくりの相談役。
緑の協力員	区長から委嘱され、区の緑化に関する施策に協力するとともに、自ら緑化推進運動を進める方々のこと。
世論調査	足立区在住の満18歳以上の個人（3,000人）を対象に、区政の各分野について区民の意識や意見、要望などを把握し、これを今後の区政運営に反映させることを目的として毎年実施している調査。

# 建設委員会報告資料

令和8年3月13日

件名	ユニバーサルデザイン推進計画に基づく施策の評価結果について																																																																			
所管部課名	都市建設部ユニバーサルデザイン担当課 地域のちから推進部多様性社会推進課 福祉部障がい福祉課 都市建設部都市建設課																																																																			
内容	<p>足立区ユニバーサルデザイン推進計画に基づき区が実施している個別施策について、以下のとおり評価を行ったので報告する。</p> <p><b>1 評価方法</b></p> <p>令和6年度に実施したユニバーサルデザインに係る個別施策31施策の取組み状況について、全施策の自己評価及び14施策の委員評価※を行った。</p> <p>※ 委員評価 ユニバーサルデザイン推進会議委員（学識経験者、区内関係団体代表者、事業者代表者、公募区民、区職員 計15名）による評価。 評価対象は、ユニバーサルデザイン推進会議で選出した「対象者若しくは利用者が多い施策」または「区主体の事業の範囲（費用）が大きい施策」など、直接的な影響が大きいと考えられる施策。</p> <p><b>2 評価結果</b></p> <p>(1) 各施策の評価結果（別紙 P22参照）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">評価対象 施策数</th> <th colspan="5">評価点</th> <th rowspan="2">平均点</th> </tr> <tr> <th>5点</th> <th>4点</th> <th>3点</th> <th>2点</th> <th>1点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元</td> <td>31 施策</td> <td>0 件</td> <td>27 件</td> <td>4 件</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> <td>3.87</td> </tr> <tr> <td>令和2</td> <td>31 施策</td> <td>7 件</td> <td>21 件</td> <td>2 件</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> <td>4.10</td> </tr> <tr> <td>令和3</td> <td>31 施策</td> <td>10 件</td> <td>17 件</td> <td>3 件</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> <td>4.16</td> </tr> <tr> <td>令和4</td> <td>16 施策</td> <td>3 件</td> <td>9 件</td> <td>4 件</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> <td>3.94</td> </tr> <tr> <td>令和5</td> <td>14 施策</td> <td>2 件</td> <td>11 件</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> <td>4.07</td> </tr> <tr> <td>令和6</td> <td>14 施策</td> <td>1 件</td> <td>12 件</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> <td>4.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ユニバーサルデザイン推進計画に基づく施策評価については、計画の改定や同推進委員の意見を参考に、適宜、年度毎に評価方法（評価の着眼点）の見直しや評価対象事業数の変更を行った。</p> <p>※ 令和元年度から令和6年度までの評価点は、上記の理由により、各年度における評価方法や評価対象事業が異なることから単純比較ができないため、参考までに平均点を記すものとする。</p>							年度	評価対象 施策数	評価点					平均点	5点	4点	3点	2点	1点	令和元	31 施策	0 件	27 件	4 件	0 件	0 件	3.87	令和2	31 施策	7 件	21 件	2 件	1 件	0 件	4.10	令和3	31 施策	10 件	17 件	3 件	1 件	0 件	4.16	令和4	16 施策	3 件	9 件	4 件	0 件	0 件	3.94	令和5	14 施策	2 件	11 件	1 件	0 件	0 件	4.07	令和6	14 施策	1 件	12 件	1 件	0 件	0 件	4.00
年度	評価対象 施策数	評価点					平均点																																																													
		5点	4点	3点	2点	1点																																																														
令和元	31 施策	0 件	27 件	4 件	0 件	0 件	3.87																																																													
令和2	31 施策	7 件	21 件	2 件	1 件	0 件	4.10																																																													
令和3	31 施策	10 件	17 件	3 件	1 件	0 件	4.16																																																													
令和4	16 施策	3 件	9 件	4 件	0 件	0 件	3.94																																																													
令和5	14 施策	2 件	11 件	1 件	0 件	0 件	4.07																																																													
令和6	14 施策	1 件	12 件	1 件	0 件	0 件	4.00																																																													

### 評価結果の経年度変化



#### ア 前年度から評価が上がった施策例

施策番号	施策名	理由
2-(3)-①	ユニバーサルデザイン製品の周知啓発	展示会等の開催において、令和5年度の14製品に対し、令和6年度は28製品を展示し、計画(20製品)を大きく上回ったことや、SNS等での情報発信を計画通り(年4回)実施できたことが評価につながった。

#### イ 前年度から評価が下がった施策例

施策番号	施策名	理由
1-(2)-①	児童・生徒へのユニバーサルデザイン教育の推進	出張講座の実施校数が3校(計画10校)に留まったことが要因であるが、これは障がい当事者が出演する動画等、質の高い教材作成時期と重なったためとの理解があった。 なお、令和8年度より、外部専門事業者に委託し、専門的知見の活用と職員体制の限界を補い、継続的かつ安定的な実施をする予定である。

#### (2) 令和6年度実施施策の評価結果の考察

- ア 14施策で委員評価を実施したところ、平均評価点(参考値)は「4.00」となり、前年度平均と比較して0.07ポイント減少した。
- イ 計画期間の終盤に際し、評価の視点として、施策目標値の根拠や妥当性についても、次期計画に向けて並行して検証していく必要があるとの指摘を受けている。

## 区が実施する個別施策の評価結果の年度別推移一覧表

評価委員……学識経験者、区内関係団体代表者、事業者代表、公募による区民、区職員

施策番号	施策名	R元実施	R2実施	R3実施	R4実施	R5実施	R6実施	委員評価	
<b>柱一 思いやりある「ひとづくり」</b>									
1-(1)-①	ユニバーサルデザインの普及啓発	4	4	4	-	-	-		
1-(1)-②	多様な人々に対する理解の醸成	<u>3</u>	3	<u>3</u>	<u>3</u>	4	↘	<u>3</u>	○
1-(1)-③	ユニバーサルデザインを業務に活かせる職員の育成	4	4	4	-	-	-		
1-(2)-①	児童・生徒へのユニバーサルデザイン教育の推進	4	5	4	4	5	↘	4	○
1-(2)-②	児童・生徒への国際理解教育の推進	4	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	4		4	○
1-(2)-③	学習環境におけるユニバーサルデザインの推進	4	4	4	-	-	-		
1-(3)-①	多様な人々の連携・支援	4	4	4	4	4		4	○
<b>柱二 快適にすごせる「くらしづくり」</b>									
2-(1)-①	多様な人々への移動支援	4	4	4	4	4		4	○
2-(1)-②	多様な人々へのコミュニケーション支援	4	4	4	-	-	-		
2-(2)-①	住宅の改良支援	4	4	5	5	4		4	○
2-(2)-②	住宅確保要配慮者への居住支援	<u>3</u>	4	5	-	-	-		
2-(3)-①	ユニバーサルデザイン製品の周知啓発	4	4	<u>3</u>	4	<u>3</u>	↗	4	○
2-(3)-②	ユニバーサルデザイン製品の開発支援	4	<u>3</u>	<u>3</u>	4	4		4	○
<b>柱三 便利に生活できる「まちづくり」</b>									
3-(1)-①	安全な道路環境の整備	4	4	4	5	4		4	○
3-(1)-②	歩行者空間の確保	4	4	5	-	-	-		
3-(1)-③	公共交通施設の整備・誘導・支援	4	4	4	-	-	-		
3-(2)-①	公共建築物のユニバーサルデザインの推進	4	4	4	<u>3</u>	4		4	○
3-(2)-②	区立小・中学校のユニバーサルデザインの推進	4	5	5	-	-	-		
3-(2)-③	区立保育園・こども園のユニバーサルデザインの推進	4	4	4	-	-	-		
3-(2)-④	区営住宅のユニバーサルデザインの推進	4	4	5	-	-	-		
3-(3)-①	区立公園等のユニバーサルデザインの推進	4	4	5	<u>3</u>	4		4	○
3-(3)-②	公共自転車駐車場等のユニバーサルデザインの推進	4	5	5	-	-	-		
3-(3)-③	イベント会場等のユニバーサルデザインの推進	4	5	5	-	-		5	○
3-(4)-①	国や都等が整備する公共施設等のユニバーサルデザインの誘導	4	4	4	-	-	-		
3-(4)-②	民間建築物のユニバーサルデザインの誘導	<u>3</u>	4	4	4	4		4	○
<b>柱四 みんなに役立つ「しくみづくり」</b>									
4-(1)-①	ユニバーサルデザイン推進計画の適切な進捗管理	4	5	4	-	-	-		
4-(1)-②	区民の意見を区政に反映させる体制の充実	4	4	4	4	5	-		
4-(2)-①	ユニバーサルデザインに配慮した情報に関する基準の運用	4	5	5	-	-	-		
4-(2)-②	わかりやすい表現による印刷物の作成	4	5	5	5	-	-		
4-(2)-③	だれもが利用しやすい電子情報の作成	<u>3</u>	4	4	4	-	-		
4-(3)-①	効果的な防災・災害情報等の提供	4	4	4	4	4		4	○
<b>平均値(※)</b>		3.87	4.10	4.16	3.94	4.07		4.00	

評価は5点から1点までの5段階 5点…最上位 1点…最下位 (3点以下を下線で表記)

※ 年度により評価方法(評価の着眼点)や対象施策を変更しているため、過年度の平均値は「参考値」として取り扱い、令和6年度との単純比較はできない。

# 建設委員会報告資料

令和8年3月13日

件名	「コード化点字ブロック」を活用した音声案内の実証実験の期間延伸について
所管部課名	都市建設部ユニバーサルデザイン担当課 施設営繕部庁舎管理課 都市建設部都市建設課
内容	<p>音声情報案内技術「コード化点字ブロック」を活用した音声案内の実証実験を令和8年3月末まで実施しているが、3か月間延伸し、有効性や安全性、課題等を引き続き検証するため、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 実証実験の目的</b></p> <p>視覚障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを実現するため、ICT技術を活用した「音声情報案内」の有効性や課題等を検証する実証実験を行っている。</p> <p><b>2 実証実験を行う音声案内の概要</b></p> <p>(1) 音声情報案内技術「コード化点字ブロック」とそれを読み取るアプリ「Walk And Mobile」を活用した音声案内。  (2) 手持ちのスマートフォンで無料のアプリをインストールすれば、誰でも使用可能。  (3) 文字情報による案内や多言語にも対応。</p> <p><b>3 実証実験の期間を延伸する理由</b></p> <p>(1) 実証実験の開始の遅延  当初、令和7年9月から開始を予定していたが、コードの読取の不具合等への対応により2か月遅延し、11月からの開始となったため。  (2) 分析に資する回答数の不足  現在までの意見回答数は十数件にとどまっており、利用者の傾向や課題を精査するには十分な数に達しておらず、継続して利用者等から直接意見を聴取し、検証内容に反映させる必要があるため。  (3) 検証による必要性の見極め  上記(1)(2)の影響により、有効性や安全性、課題等の検証と必要性の見極めに必要な期間が確保できていないため。</p> <p><b>4 延伸する期間（3か月延伸）</b></p> <p>当初期間 令和7年 9月～令和8年3月  変更期間 令和7年11月～令和8年6月</p>

## 5 コード化点字ブロック体験会（意見聴取）

実証実験の一環として、利用者からの意見聴取を目的に体験会を委託にて実施した。体験会の詳細は以下のとおりである。

### (1) 開催日等

- ア 開催日時 令和7年11月29日（土）午後1時～午後4時
- イ 開催場所 区役所アトリウム・バスロータリー
- ウ 参加者 視覚障がい者、一般区民、関係者等



障がい者アート展での展示



体験会

### (2) 寄せられた意見

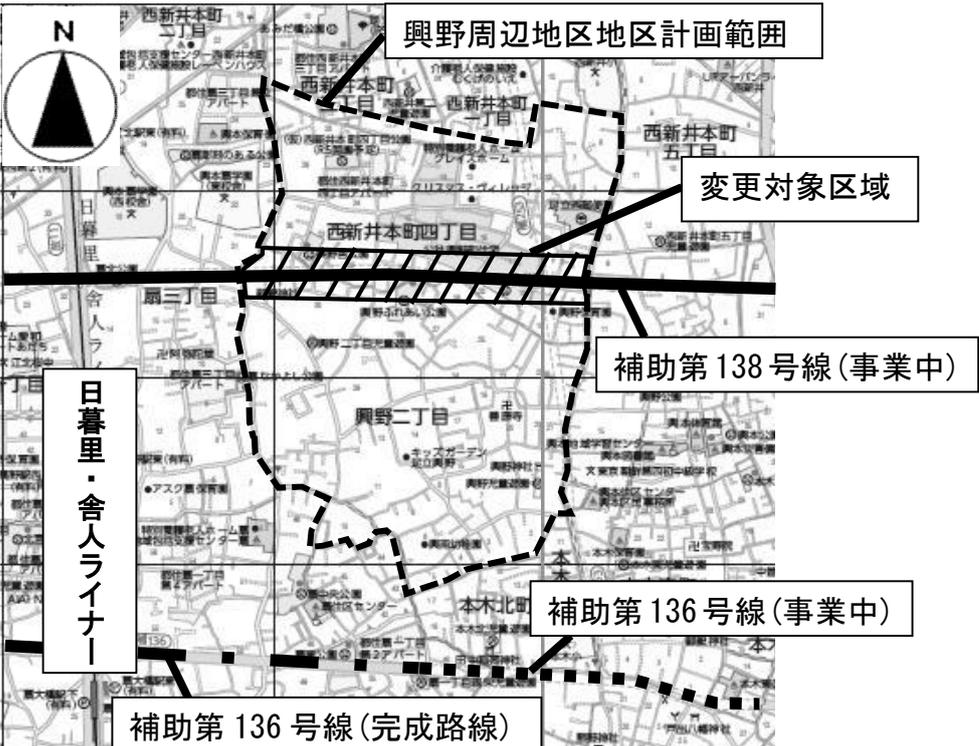
- ア 利用した感想では「非常に役に立つ」という意見が多かった。
- イ 使い勝手については「スマートフォンの操作が難しかった」「スマートフォンの操作がしやすかった」が半々であった。
- ウ コード化点字ブロックの設置については「積極的に設置すべき」が一番多く、次に「条件を整えば設置して良い」という意見が多かった。
- エ その他の意見としては、「このアプリを使える場所が分からない」「読み取れない」「途中で音声止められない」などの改善点が挙げられた。

## 6 今後の方針

- (1) 実証実験の期間を令和8年3月末から3か月間延伸し、令和8年6月末までとする予定である。
- (2) 上記理由により、繰越明許による予算措置（契約額の変更なし）について、区議会に諮る。
- (3) 利用者の意見聴取を継続して行い、コード化点字ブロックの有効性や安全性、課題を検証する。
- (4) 技術革新を踏まえ、AIなどを用いた他のシステムとの比較検討を行い、今後の案内システムのあり方について検討を進めていく。

# 建設委員会報告資料

令和8年3月13日

件名	興野周辺地区のまちづくりについて
所管部課名	都市建設部まちづくり課
内容	<p>興野地区では、平成29年10月に「興野周辺地区まちづくり協議会」を設立し、公社興野町住宅の建替事業を契機として、平成30年9月に地区まちづくり計画を策定した。</p> <p>令和7年10月の都市計画道路補助第138号線の事業認可を受け、道路整備にあわせた沿道のまちづくりを進めるため、地区まちづくり計画を変更し、令和8年度に興野周辺地区地区計画の変更を目指す。</p> <p><b>1 興野周辺地区地区まちづくり計画（変更案）の説明会開催結果について</b></p> <p>(1) 開催日時及び会場、参加者数</p> <p>ア 第1回 令和8年1月23日（金） 午後7時～午後8時 西新井小学校 体育館 66名参加</p> <p>イ 第2回 令和8年1月24日（土） 午前9時30分～午前10時30分 西新井小学校 体育館 54名参加 <u>合計120名</u></p> <p>(2) 対象 興野周辺地区地区計画区域内の住民及び地権者</p> 

(3) 説明会の周知方法

- ア 興野周辺地区まちづくり協議会での案内
- イ 区ホームページへの案内チラシ掲載(令和7年12月22日掲載)
- ウ 案内チラシのポスティング(約5,000件)
- エ 区域外にお住いの地権者への郵送(約700件)

(4) 説明内容

都市計画道路補助第138号線の整備にあわせて、沿道の建替えルールを変更するため、平成30年9月に策定した地区まちづくり計画の一部変更について説明した。

(5) 主な質疑

Q1: 今回の説明会は、興野全体の話ではなく、補助第138号線沿道に関係する方へ影響する内容なのか。

A1: 今回の変更は、補助第138号線沿道30mの区域を対象としている。

Q2: 防火対策をメインに計画を作成しているが、水害対策も考える必要があるのではないかと。

A2: 水害対策については、ハザードマップを作成し、地域の方へ情報発信等に努めている。水害は、地震及び火災に比べ予測ができる災害と想定していることから、ハザードマップのような情報を事前に多くの方に共有することが重要な対策だと考える。

Q3: 計画の中に「多世代の交流の場として公園・広場などを整備する」と示されているが、最近は猛暑で交流の場として活用できない期間もあることから、公園・広場の周辺に防災にも活用できる施設の設置を考えないのか。

A3: 地区まちづくり計画は、地域の大きな方向性を示しているものになり、この計画に基づいて施設が計画される場合には、夏場の日中利用も考慮して検討する。

Q4: 補助第138号線の道路は、令和22年度の完成と聞いているが、建替えルールを定める時期はいつになるか。

A4: 道路事業が進行していく中、徐々に建替えも行われていくため、あらかじめ建替えルールを定めておく必要があり、来年度以降に決定していく。

## 2 興野周辺地区まちづくり協議会(第18回)の開催結果について

(1) 開催日時

令和8年3月3日(火) 午後7時～午後8時

(2) 場所

西新井小学校3階 ランチルーム

(3) 参加者

地元町会自治会等 8名

(4) 内容

- ア 地区まちづくり計画（変更案）説明会の報告について
- イ 地区まちづくり計画（変更案）について
- ウ 今後のスケジュールについて

(5) 主な質疑

Q 1 : 今回の地区まちづくり計画は「足立区都市計画マスタープラン」に基づいていると考えてよいか。また、マスタープランはボリュームがありすぎて分かりにくいいため、この地域に関連する部分を具体的に説明してほしい。

A 1 : マスタープランには土地利用等の方針が示されており、マスタープランに基づき計画を作成している。次回以降、興野地区に関わる部分を整理し、補足説明を行う。

Q 2 : 補助第138号線の道路端から30mの範囲で、延焼防止のための高い建物などを建てるルールができるとのことだが、既存の建物はどうなるのか。すぐに建て替えなければならないのか。

A 2 : ルールが変わっても、すぐに建て替えを強制するものではない。所有者自身のタイミングで家を建て替える際に、新たなルールに則っていただくことが前提となる。

Q 3 : 燃えにくい建物にするには資金が必要だが、余裕がない人への補助などはあるのか。不燃化を促進するための具体的な支援策を考えているか。

A 3 : 資金面での負担を軽減できるよう、現在、担当部署と連携して助成金制度を使えるよう調整を進めている。都市計画道路の沿道の方々が、不燃化のための建て替えを行いやすくなるように進めていく。

**3 今後の予定**

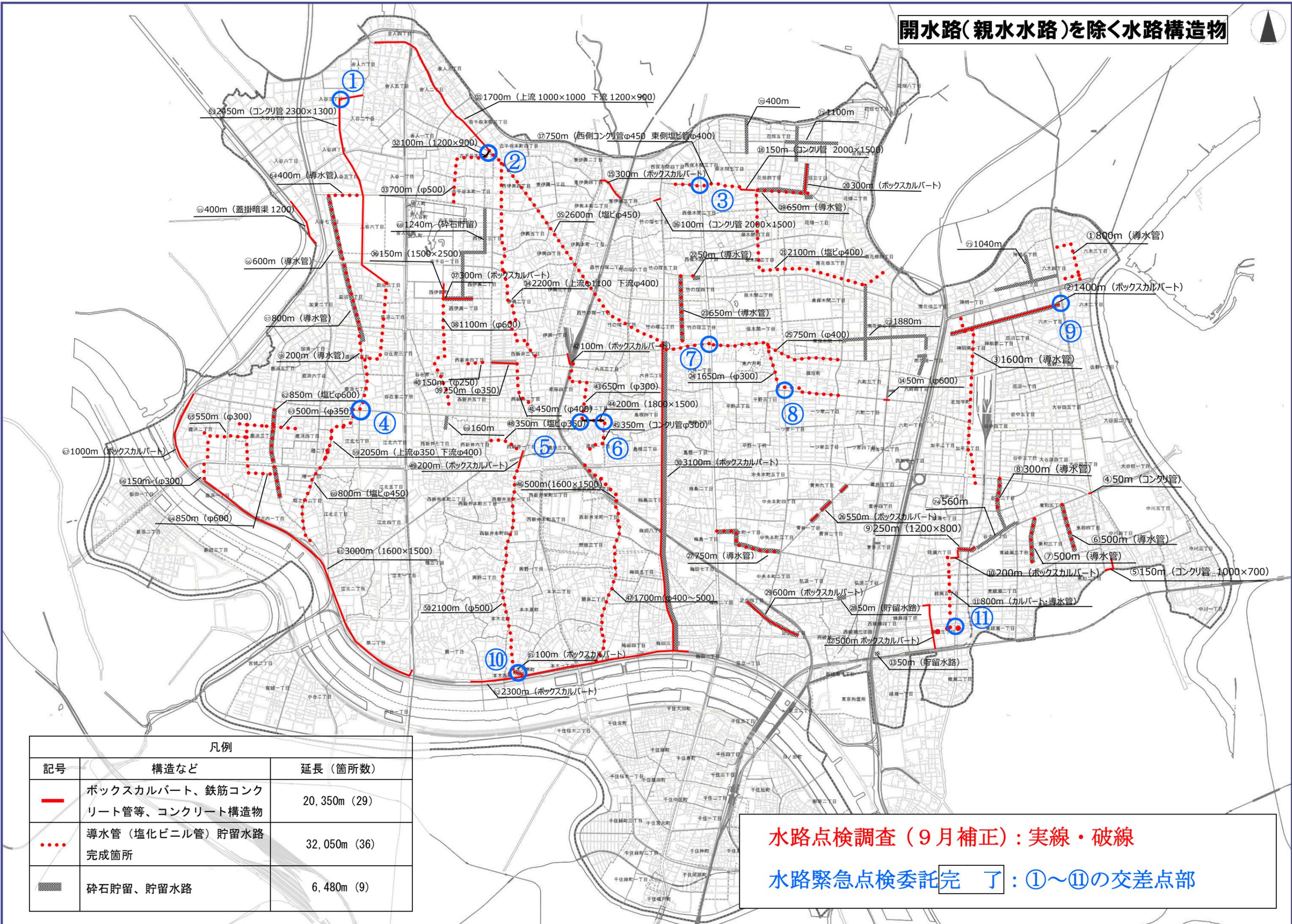
時 期		内 容
令和7年度	3月	地区まちづくり計画（変更）の決定
令和8年度	10月	都市計画法第16条説明会の開催
	3月	都市計画法第17条縦覧・意見書の受付及び都市計画審議会
令和9年度	夏頃	都市計画変更の決定

# 建設委員会報告資料

令和8年3月13日

件名	水路点検調査について																									
所管部課名	道路公園整備室道路維持課																									
内容	<p>区が管理する水路構造物の点検調査について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 調査概要</b>（別紙参照 P29）          国道4号を東西に分けて点検調査を実施する。          (1) 点検対象水路              ボックスカルバート※、導水管など道路下に存在する水路              ※ ボックスカルバート…四角い形状の鉄筋コンクリート製水路          (2) 点検路線数・延長              74路線（国道4号西側約39km・東側約21km）</p> <p><b>2 国道4号西側水路点検調査委託について</b>          (1) 受注者 大日本タイヤコンサルタント株式会社          (2) 工期 令和7年12月11日～令和9年2月26日          (3) 受注額 77,550千円</p> <p><b>3 国道4号東側水路点検調査委託について</b>          (1) 受注者 株式会社弘洋第一コンサルタンツ 東京支社 足立営業所          (2) 工期 令和8年2月19日～令和9年3月12日          (3) 受注額 28,270千円</p> <p><b>4 これまでの経緯と今後のスケジュール</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年月</th> <th style="width: 55%;">内容</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年1月</td> <td>地上からの目視点検</td> <td>区職員で調査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5月</td> <td>マンホールからの目視点検</td> <td>区職員で調査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11月</td> <td>水路緊急点検調査 完了</td> <td>区内11交差点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月</td> <td>国道4号西側水路点検調査委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和8年2月</td> <td>国道4号東側水路点検調査委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和8年7月末</td> <td>すべての水路点検調査完了予定 (調査後、結果とりまとめ作業)</td> <td>異常・危険箇所は、 随時報告を受ける</td> </tr> <tr> <td>令和9年3月</td> <td>水路点検調査委託 完了</td> <td>結果とりまとめ完了</td> </tr> </tbody> </table>		年月	内容	備考	令和7年1月	地上からの目視点検	区職員で調査	5月	マンホールからの目視点検	区職員で調査	11月	水路緊急点検調査 完了	区内11交差点	12月	国道4号西側水路点検調査委託		令和8年2月	国道4号東側水路点検調査委託		令和8年7月末	すべての水路点検調査完了予定 (調査後、結果とりまとめ作業)	異常・危険箇所は、 随時報告を受ける	令和9年3月	水路点検調査委託 完了	結果とりまとめ完了
年月	内容	備考																								
令和7年1月	地上からの目視点検	区職員で調査																								
5月	マンホールからの目視点検	区職員で調査																								
11月	水路緊急点検調査 完了	区内11交差点																								
12月	国道4号西側水路点検調査委託																									
令和8年2月	国道4号東側水路点検調査委託																									
令和8年7月末	すべての水路点検調査完了予定 (調査後、結果とりまとめ作業)	異常・危険箇所は、 随時報告を受ける																								
令和9年3月	水路点検調査委託 完了	結果とりまとめ完了																								

### 開水路(親水路)を除く水路構造物



凡例		
記号	構造など	延長 (箇所数)
	ボックスカルバート、鉄筋コンクリート管等、コンクリート構造物	20,350m (29)
	導水管 (塩化ビニル管) 貯留水路 完成箇所	32,050m (36)
	砕石貯留、貯留水路	6,480m (9)

**水路点検調査 (9月補正) : 実線・破線**  
**水路緊急点検委託完了 : ①~⑪の交差点部**

※敷地の境界、その他掲載されている情報の内容を証明するものではありません。

# 建設委員会報告資料

令和8年3月13日

件名	<b>足立区橋梁長寿命化修繕計画の改定（案）について</b>								
所管部課名	道路公園整備室道路整備課								
内 容	<p>令和8年4月に計画改定を予定している標記の件について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 改定の概要（別紙 P32～57参照）</b></p> <p>(1) 国の補助金要綱の改定内容を反映          新技術の活用及び橋梁の集約・撤去の検討内容を記載する。</p> <p>(2) 対象橋梁の拡大（29橋→72橋）</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 近年の道路インフラによる社会問題を踏まえ、これまで計画対象外であった水路に架かる小規模橋梁等（38橋）を追加する。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 足立区と周辺自治体に架かる他自治体の管理橋梁（5橋）を追加する。</p> <p>(3) 直近の法定点検結果の反映          直近に実施した5年に1度の法定点検結果を反映し、橋梁補修スケジュールを見直す。</p> <p><b>2 足立区橋梁長寿命化修繕計画の概要</b></p> <p>(1) 計画策定の目的</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 国庫補助金を導入した補修を行っていくため。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 「予防保全による管理」により、費用縮減及び計画的かつ効率的な維持管理を行うため。</p> <p>(2) 区の実施計画</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 60%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">時 期</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成24年 3月</td> <td style="text-align: center;">足立区橋梁長寿命化修繕計画策定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 3年10月</td> <td style="text-align: center;">第1回改定 ※</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 8年 4月（予定）</td> <td style="text-align: center;">第2回（今回）改定</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成29年の足立区公共施設等総合管理計画策定や、令和2年の国の補助金要領策定を踏まえ、第1回改定を行った。</p>	時 期	内 容	平成24年 3月	足立区橋梁長寿命化修繕計画策定	令和 3年10月	第1回改定 ※	令和 8年 4月（予定）	第2回（今回）改定
時 期	内 容								
平成24年 3月	足立区橋梁長寿命化修繕計画策定								
令和 3年10月	第1回改定 ※								
令和 8年 4月（予定）	第2回（今回）改定								

**3 今後の予定**

時 期	内 容
令和 8 年 3 月 13 日	足立区橋梁長寿命化修繕計画改定（案） を建設委員会にて提示
令和 8 年 4 月 16 日	足立区橋梁長寿命化修繕計画改定 を建設委員会にて報告
令和 8 年 4 月末	区ホームページにて公表

## 令和 8 年度

### 足立区 橋梁長寿命化修繕計画 《令和 7 年度～令和 4 6 年度》



足立区 都市建設部  
道路公園整備室 道路整備課  
令和 8 年 4 月

## 目 次

1章	長寿命化修繕計画改定の概要	1
1.1	背景	1
1.2	インフラ施設の長寿命化を取り巻く近年の動向	2
1.3	今回の改定ポイント	3
2章	橋梁長寿命化修繕計画改定フロー	5
3章	対象橋梁	6
4章	対象橋梁の状態把握	10
4.1	橋梁点検	10
4.2	点検結果	10
5章	維持管理方針の設定	15
5.1	基本方針	15
5.2	検討期間	15
5.3	新技術の活用方針	16
5.4	集約・撤去の実施方針	17
5.5	修繕実施時期の設定	18
5.6	修繕方法の設定	19
6章	事業計画	20
6.1	短期事業計画	21
6.2	中期事業計画・事業費の評価	22
6.3	健全性の比較による効果	23
7章	終わりに	24

# 1章 長寿命化修繕計画改定の概要

## 1.1 背景

足立区では、平成23年度に予防保全型の考え方を取り入れた「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、令和3年度には社会状況や、直近の点検結果等を踏まえた計画改定を行い、主要な橋梁29橋について計画的な補修を進めてきました。

一方、近年では、老朽化したインフラの影響が社会問題となっており、より一層の予防保全と計画的な維持管理が求められています。

そこで、これまで本計画の対象外としていた水路に架かる比較的小規模な橋梁についても今後、老朽化する橋梁が増えていくため、計画的な維持管理を実施していくこととしました。

また、足立区と周辺自治体に架かる他自治体管理橋梁についても、今後、架け替え等が見込まれていることから、補助制度の活用を含めた歳入の拡充を図る必要があります。

これらを踏まえ、本計画では対象橋梁をこれまでの橋から72橋に増やし、直近の国の要領や区が実施した点検結果を反映したうえで、引き続き予防保全の考え方にに基づき、計画的かつ効率的な橋梁の維持管理を行っていく方針で、本計画の改定をします。

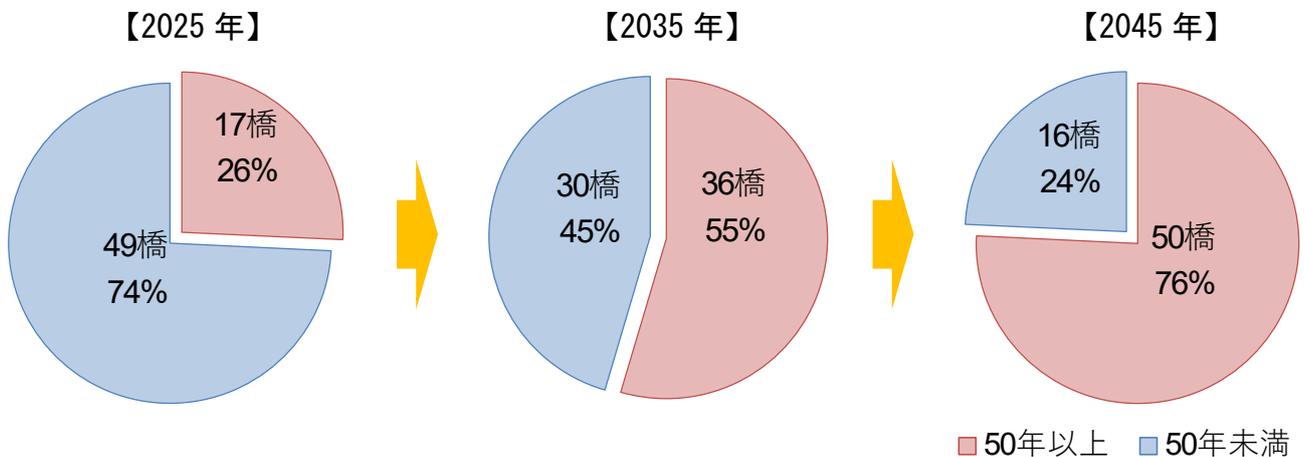


図 1 高齢化する橋梁数

## 1.2 インフラ施設の長寿命化を取り巻く近年の動向

インフラに関する全国的な動向と、区の取り組みを表 1 に示します。

表 1 国の動向と区の取り組み

年	取組主体	取組内容
平成 24 年	区	足立区橋梁長寿命化修繕計画策定
平成 25 年	国	「インフラ長寿命化基本計画」策定。地方公共団体に以下 2 点を要請 ①「行動計画」(インフラ全体の維持管理を進めるための方針)の策定 ②「個別施設計画」(施設の種類に応じた具体の対応方針)の策定
平成 26 年	国	道路法施行規則改正 ① 5 年に 1 度の橋梁の点検実施を義務化 ② 橋梁の状態を 4 段階の健全性で評価することを定義
平成 28 年	国	「個別施設計画の策定要領」を作成 計画策定時に以下を盛り込むよう各地方公共団体に通知。 ① 施設ごとに重要度を設定 ② 修繕の優先順位の考え方を設定
平成 29 年	区	足立区公共施設等総合管理計画(行動計画)策定 インフラ維持管理方針を以下のとおり設定。 ① 施設適正配置の検討 ② ライフサイクルコストを意識 ③ 資産の有効活用を検討
令和 元年	区	足立区橋梁更新基本計画(個別施設計画)策定
令和 3 年	区	足立区橋梁長寿命化修繕計画を改定
令和 7 年	区	足立区公共施設等総合管理計画(行動計画)の策定と改定

## 1.3 今回の改定ポイント

**国の要領等、最新情報の反映により橋梁の維持管理効率を向上**  
(令和6年度 道路メンテナンス補助要綱の内容を反映)

### 【計画改定のポイント】

**ポイント①**  
**対象橋梁の拡大**

補助制度の更なる活用のため、水路に架かる橋梁等38橋と、近接自治体管理橋梁5橋を新たに対象橋梁としました。  
※ 対象橋梁を29橋から72橋に拡大

**ポイント②**  
**国の道路メンテナンス補助要綱  
の改定内容の反映**

新技術等の活用及び橋梁の集約・撤去の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化に取り組みます。

**ポイント③**  
**直近の点検結果に基づく、橋梁  
補修スケジュールの見直し**

直近の点検結果を反映した劣化予測を実施し、修繕計画を見直します。

図 2 計画改定の目的と改定のポイント

本計画改定にあたり、反映する上位計画との関係性は図 3 に示す通りです。

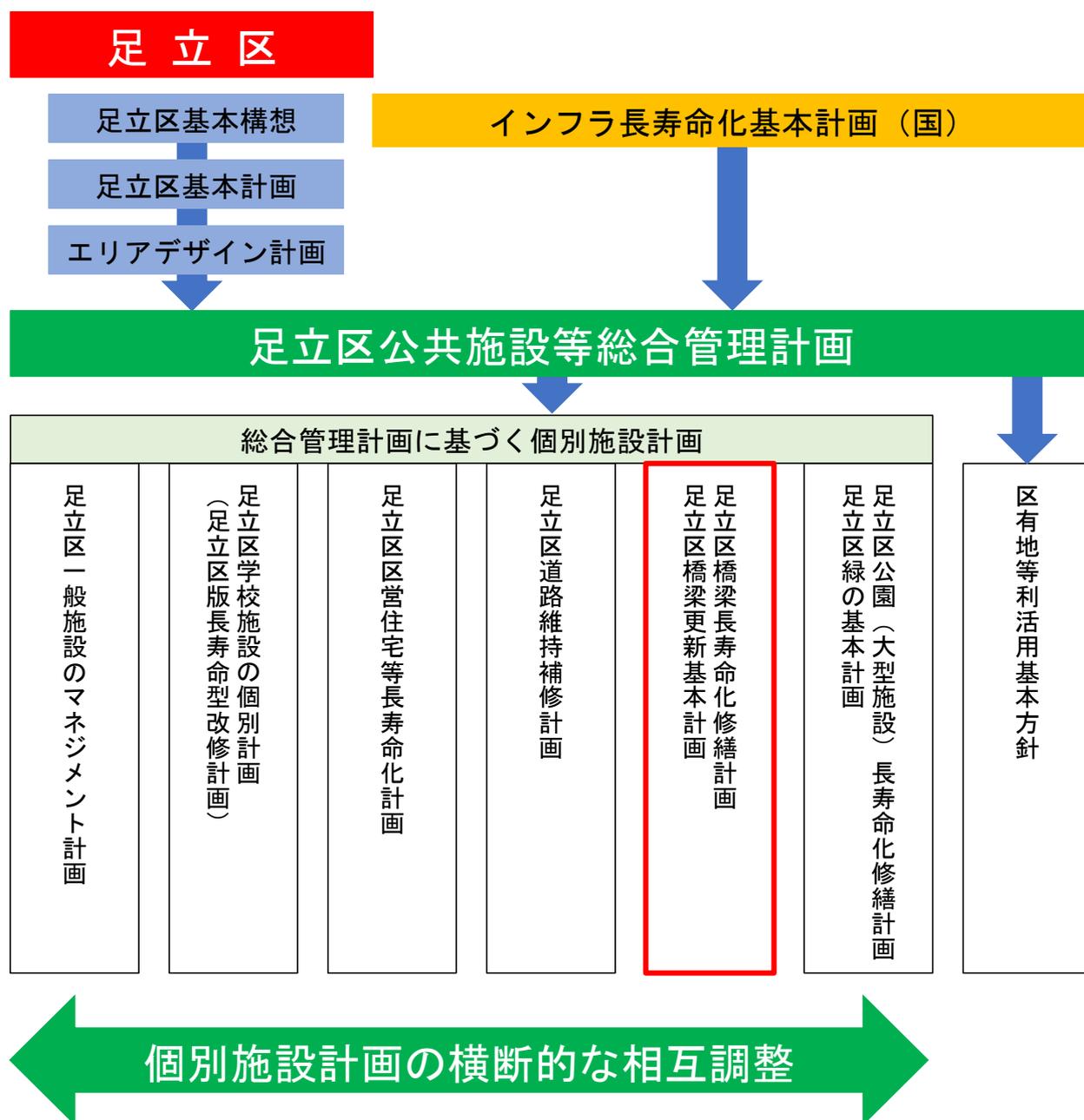


図 3 足立区におけるインフラ長寿命化基本計画の体系<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 足立区公共施設等総合管理計画（令和 7 年度～令和 18 年度），資産活用公共施設マネジメント推進課，令和 7 年 4 月発行

## 2章 橋梁長寿命化修繕計画改定フロー

本計画改定の流れは以下に示す通りです。

(1) 対象橋梁を設定する。



(2) 最新の点検結果から対象橋梁の状態を把握する。



(3) 維持管理方針を設定する。

- 1) 点検結果を踏まえ、橋梁毎に修繕が必要となる時期を設定
- 2) 損傷の発生個所（部材）に合わせた修繕方法を設定
- 3) 修繕における活用可能な新技術を検討

修繕方法例：損傷個所が主桁の場合

損傷内容	修繕方法
腐食	再塗装



(4) 修繕計画（中長期・短期事業計画）を作成する。

対象橋梁に対して中長期事業計画と短期事業計画を作成

- 1) 中長期事業計画：今後40年間に必要な維持管理経費を計算

※ 40年間としたのは上位計画である「足立区公共施設等総合管理計画」の  
予算上の対象期間が、40年後の2064年度末までのため。

- 2) 短期事業計画：今後10年間に必要な維持管理経費を計算

長寿命化修繕計画改定の効果を検証（健全性の推移、維持管理費の評価）

図 4 本計画の策定フロー

### 3章 対象橋梁

本計画は、足立区管理の橋梁 66 橋と、東京都管理の「砂小橋」「舎人橋」「大鷲さくら橋」と北区管理橋梁の「新田橋（隅田川）」、草加市管理橋梁の「里人やすらぎ橋」「伝右大橋」の 6 橋を計画対象橋梁とします。

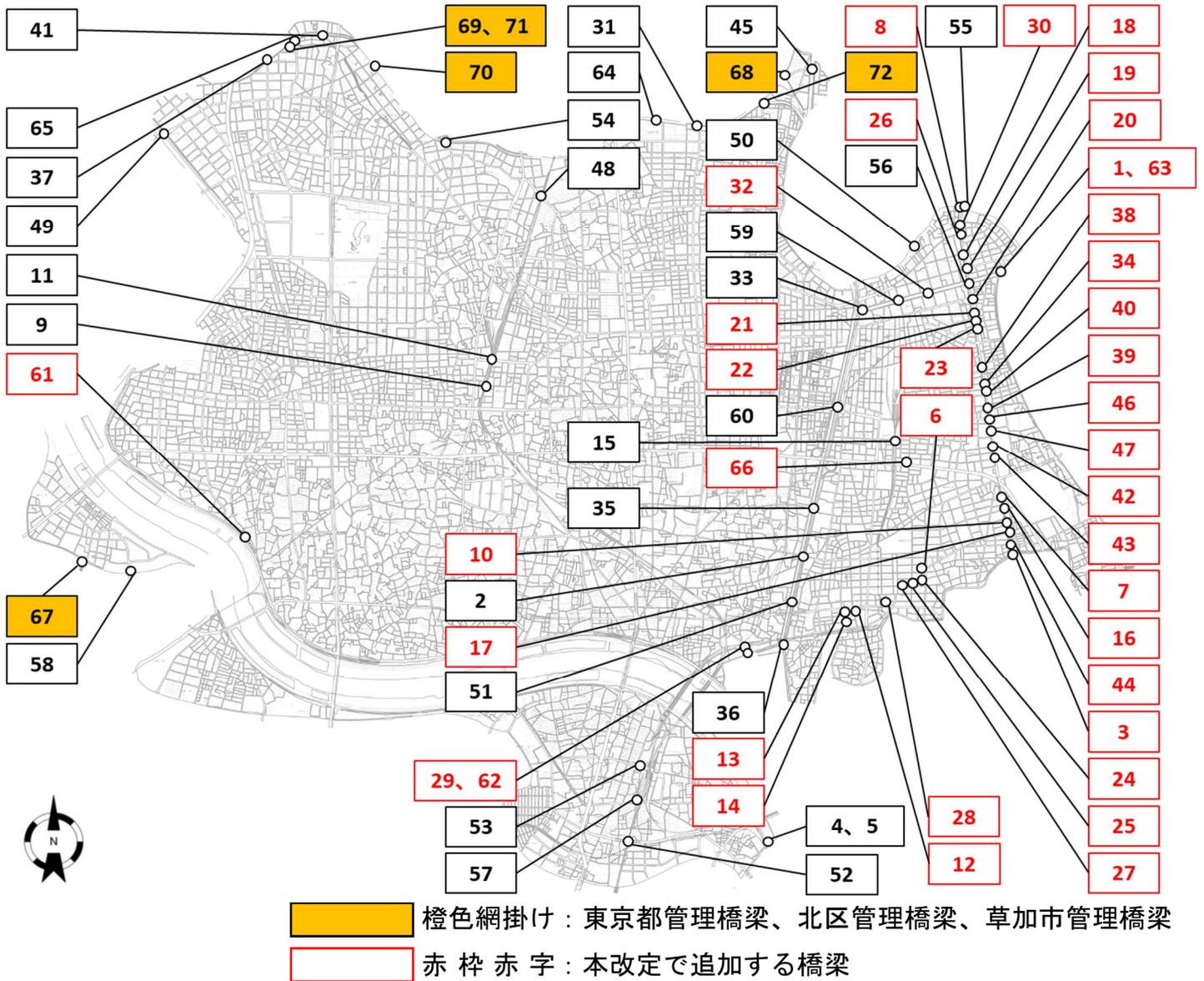


図 5 橋梁位置図（全 72 橋）

表 2 対象橋梁一覧 (1/3)

No	橋名	建設年次	橋長(m)	幅員(m)	橋の区分	橋の種類
1	花見橋	1926	9.8	6.1	RC 橋	車道橋
2	綾瀬新橋	1929	33.5	10.2	鋼橋	車道橋
3	北三谷橋	1959	3.4	—	RC 橋	車道橋
4	堀切駅跨線人道橋	1968	12.2	2.0	鋼橋	立体横断施設
5	堀切 2 号橋	1968	24.7	1.9	鋼橋	人道橋
6	横道橋	1971	3.7	12.2	RC 橋	車道橋
7	<small>よしみ</small> 誼橋	1971	6.6	18.8	BC 橋	車道橋
8	<small>ひきいれすいもん</small> 引入水門橋	1971	5.5	5.6	BC 橋	車道橋
9	西新井駅竹ノ塚駅間跨線人道橋	1973	22.3	2.4	鋼橋	立体横断施設
10	蒲原第二橋	1973	6.1	18.9	BC 橋	車道橋
11	栗六陸橋	1974	164.5	13.0	鋼橋	車道橋
12	橋本橋	1974	3.6	4.0	RC 橋	車道橋
13	円心橋	1974	4.0	17.2	RC 橋	車道橋
14	四丁田橋	1974	6.2	12.7	RC 橋	車道橋
15	千代田線車庫入口歩道橋	1975	25.0	1.9	鋼橋	立体横断施設
16	蒲原橋	1975	6.4	20.7	BC 橋	車道橋
17	<small>いかりふせごし</small> 碓伏越橋	1975	5.6	35.5	BC 橋	車道橋
18	<small>ねごう</small> 根郷橋	1976	7.3	8.4	BC 橋	車道橋
19	新中之橋	1976	7.2	11.3	BC 橋	車道橋
20	新広橋	1976	5.8	20.0	BC 橋	車道橋
21	新田橋 (葛西用水)	1976	5.8	16.3	BC 橋	車道橋
22	新六木橋	1976	5.0	18.4	BC 橋	車道橋
23	境橋	1976	5.9	15.5	BC 橋	車道橋
24	<small>うちどけ</small> 内戸越橋	1977	3.7	5.1	RC 橋	車道橋
25	下河原橋	1977	4.0	9.2	RC 橋	車道橋
26	上耕地橋	1978	7.3	10.2	BC 橋	車道橋
27	種田橋	1979	3.9	11.9	RC 橋	車道橋
28	<small>たかいり</small> 高塚橋	1980	4.6	12.4	RC 橋	車道橋
29	沼田橋	1981	3.6	9.9	BC 橋	車道橋

赤数字は本改定で追加する橋梁  
並び順は「建設年次」が古い順

表 3 対象橋梁一覧 (2/3)

No	橋名	建設年次	橋長(m)	幅員(m)	橋の区分	橋の種類
30	<sup>かみ</sup> 上の橋 (葛西用水上流)	1982	8.4	28.4	BC 橋	車道橋
31	花畑大橋	1983	31.4	15.8	PC 橋	車道橋
32	富士見歩道橋(架け替え予定)	1983	25.8	3.8	鋼橋	人道橋
33	月見橋 (車)	1984	16.2	7.9	鋼橋	車道橋
	月見橋 (歩)	1984	20.6	3.4	PC 橋	人道橋
34	東湊江橋	1984	8.2	19.4	BC 橋	車道橋
35	みどり歩道橋	1985	75.4	2.7	鋼橋	人道橋
36	<sup>いとうや</sup> 伊藤谷橋	1985	37.3	9.5	鋼橋	車道橋
37	<sup>しんしゃごじ</sup> 新砂子路橋	1986	16.0	17.0	PC 橋	車道橋
38	<sup>しもの</sup> 下之橋	1987	4.6	19.0	BC 橋	車道橋
39	<sup>かみの</sup> 上之橋 (葛西用水下流)	1987	7.8	16.7	BC 橋	車道橋
40	貝瀬橋	1988	6.2	13.6	BC 橋	車道橋
41	ふれあい橋	1989	24.8	2.8	PC 橋	人道橋
42	湊江橋	1989	5.5	24.5	BC 橋	車道橋
43	宝橋	1989	5.8	24.6	BC 橋	車道橋
44	第六天橋	1989	5.2	31.0	BC 橋	車道橋
45	桑袋大橋	1990	43.7	16.0	PC 橋	車道橋
46	堤田橋	1990	5.8	10.2	BC 橋	車道橋
47	かっぱ橋	1990	5.8	35.7	BC 橋	車道橋
48	せせらぎ歩道橋	1991	20.9	2.9	鋼橋	立体横断施設
49	入谷大橋	1992	94.6	16.8	鋼橋	車道橋
50	平成泉橋	1993	24.0	5.8~ 10.0	鋼橋	人道橋
51	<sup>ごへえ</sup> 五兵衛橋	1997	38.3	4.0	鋼橋	人道橋
52	やっちゃんば人道橋	1999	15.7	2.3	鋼橋	人道橋
53	北千住駅西口ペDESTリアンデッキ	2004	—	—	鋼橋	立体横断施設
54	毛長橋	2005	31.8	12.8	鋼橋	車道橋
55	ふれあい桜橋	2005	34.6	16.8	PC 橋	車道橋
56	桜木橋	2005	11.7	16.8	PC 橋	車道橋

赤数字は本改定で追加する橋梁  
並び順は「建設年次」が古い順

表 4 対象橋梁一覧 (3/3)

No	橋名	建設年次	橋長(m)	幅員(m)	橋の区分 ※1, 2, 3	橋の種類
57	北千住駅構内跨線人道橋	2005	29.7	2.4	鋼橋	立体横断施設
58	新豊橋	2007	105.0	22	鋼橋	車道橋
59	雪見橋	2011	10.6	12.8	PC 橋	車道橋
60	六町加平橋	2011	51.0	16.0	鋼橋	車道橋
61	熊の木橋	2011	6.8	2.7	RC 橋	人道橋
62	新古川橋	2011	6.2	12.7	BC 橋	人道橋
63	花見人道橋	2011	26.5	2.6	鋼橋	人道橋
64	花瀬橋	2021	32.7	—	鋼橋	人道橋
65	一本橋	2024	8.9	9.6	PC 橋	車道橋
66	北綾瀬ペDESTリアンデッキ	2025	—	—	鋼橋	立体横断施設
67	新田橋 (隅田川)	北区管理橋梁				
68	<small>でんう</small> 伝右大橋	草加市管理橋梁				
69	<small>すなこ</small> 砂小橋	東京都管理橋梁				
70	<small>さとびと</small> 里人やすらぎ橋	草加市管理橋梁				
71	<small>とねり</small> 舎人橋	東京都管理橋梁				
72	<small>おおとり</small> 大鷲さくら橋	東京都管理橋梁				

赤数字は本改定で追加する橋梁

並び順は「建設年次」が古い順

※1 BC 橋 (ボックスカルバート橋)

コンクリート橋のうち、箱状で内側に空洞がある橋梁。

空洞部分の水路や道路と、箱状の上部の道路が交差するために用いられる。

※2 RC 橋 (鉄筋コンクリート橋)

コンクリート橋のうち、鉄筋とコンクリートで造られた橋梁。

5 m 程度の短い距離の橋に用いられる。

※3 PC 橋 (プレストレストコンクリート橋)

コンクリート橋のうち、製作時にあらかじめコンクリートの強度を上げることで、5 m ~ 20 m 程度、構造によってはそれ以上の長い距離の橋梁に用いられる。

## 4章 対象橋梁の状態把握

### 4.1 橋梁点検

足立区は、国の基準に準拠し5年に1回の定期点検と日常点検を実施しています。

### 4.2 点検結果

直近の点検は令和3年度～令和5年度に実施しました。その点検結果を橋梁種別ごとに整理したものを図6に、部材ごとに整理したものを表6～表8に示します。橋梁の健全性は平成31年度に改定された橋梁定期点検要領に基づき、Ⅰ～Ⅳに区分して評価しています。

5令和7年度現在、橋梁の健全性は、健全性Ⅰが17橋（26%）、予防保全および早期に措置が望まれる健全性Ⅱが42橋（65%）です。また、早期に措置を講ずべき健全性Ⅲは、6橋（9%）です。

表2 健全性の状態

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

出典：道路橋定期点検要領（令和6年3月国土交通省道路局）

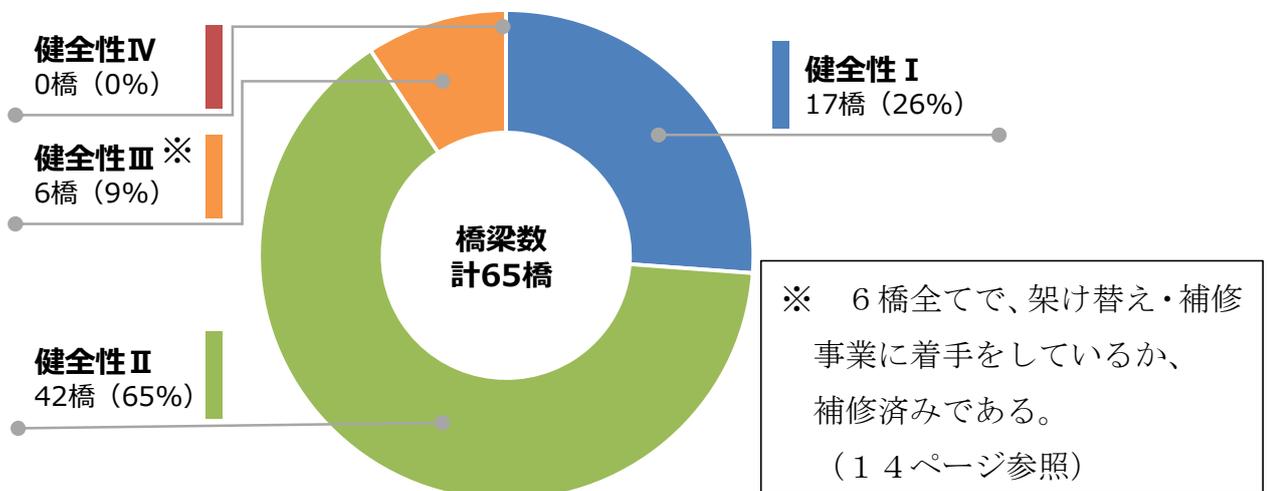


図6 橋梁の健全性の割合（令和7年度現在）

表 6 健全性一覧表 (1/3)

橋梁名	点検年	橋全体	部材単位					
		総合	主桁	床版	橋台	橋脚	支承	伸縮装置
蒲原第二橋	2021	I	I	I	I	—	II	—
四丁田橋	2021	I	I	I	I	—	II	—
新広橋	2021	I	—	—	I	—	—	—
<small>かみ</small> 上の橋（葛西用水上流）	2021	I	I	I	I	—	—	—
花畑大橋	2024	I	I	I	I	—	I	I
<small>しんしゃごじ</small> 新砂子路橋	2022	I	I	I	I	—	I	I
<small>かみの</small> 上之橋（葛西用水下流）	2021	I	I	—	I	—	—	—
第六天橋	2021	I	—	—	—	—	—	—
堤田橋	2021	I	I	—	I	—	—	—
毛長橋	2022	I	I	I	I	—	I	II
ふれあい桜橋	2023	I	I	I	I	—	I	I
桜木橋	2022	I	I	I	I	—	I	II
雪見橋	2023	I	I	I	I	—	I	—
六町加平橋	2024	I	I	I	I	—	I	I
熊の木橋	2021	I	I	—	—	—	—	—
花見人道橋	2021	I	I	I	I	—	I	I
花瀬橋	2023	I	I	I	I	—	I	I
北三谷橋	2021	II	I	—	II	—	I	—
堀切 2 号橋	2022	II	II	II	I	I	I	I
横道橋	2021	II	II	—	II	—	I	—
<small>よしみ</small> 誼橋	2021	II	II	—	I	—	—	—
<small>ひきいれすいもん</small> 引入水門橋	2021	II	II	—	I	—	—	—
西新井駅竹ノ塚駅間跨線人道橋	2022	II	II	II	II	II	I	—
栗六陸橋	2023	II	II	II	II	II	II	II
橋本橋	2021	II	II	I	II	—	I	—
円心橋	2021	II	II	I	II	—	III	—
千代田線車庫入口歩道橋	2023	II	I	I	I	I	I	I
<small>いかりふせこし</small> 碓伏越橋	2021	II	II	—	I	—	—	—

健全性ごとの橋梁の並び順は「建設年次」が古い順です。

表 7 健全性一覧表 (2/3)

橋梁名	点検年	橋全体	部材単位					
		総合	主桁	床版	橋台	橋脚	支承	伸縮装置
<small>ねごう</small> 根郷橋	2021	Ⅱ	Ⅱ	—	Ⅱ	—	—	—
新中之橋	2021	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	—	Ⅰ	—
新田橋 (葛西用水)	2021	Ⅱ	Ⅱ	—	—	—	—	—
新六木橋	2021	Ⅱ	Ⅱ	—	—	—	—	—
境橋	2021	Ⅱ	Ⅱ	—	—	—	—	—
<small>うちどけ</small> 内戸越橋	2021	Ⅱ	Ⅱ	—	Ⅰ	—	Ⅲ	—
下河原橋	2021	Ⅱ	Ⅱ	—	Ⅰ	—	Ⅰ	—
上耕地橋	2021	Ⅱ	Ⅱ	—	Ⅱ	—	—	—
種田橋	2021	Ⅱ	Ⅱ	—	Ⅰ	—	Ⅰ	—
<small>たかいの</small> 高塚橋	2021	Ⅱ	Ⅱ	—	Ⅱ	—	Ⅰ	—
月見橋 (車)	2023	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	—	Ⅰ	Ⅰ
月見橋 (歩)	2023	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ
東湊江橋	2021	Ⅱ	Ⅱ	—	Ⅱ	—	—	—
みどり歩道橋	2022	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ
<small>いとうや</small> 伊藤谷橋	2023	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	—	Ⅰ	Ⅰ
<small>しもの</small> 下之橋	2021	Ⅱ	Ⅱ	—	—	—	—	—
貝瀬橋	2021	Ⅱ	Ⅱ	—	Ⅱ	—	—	—
ふれあい橋	2023	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅰ
湊江橋	2021	Ⅱ	Ⅱ	—	—	—	—	—
宝橋	2021	Ⅱ	Ⅱ	—	—	—	—	—
桑袋大橋	2023	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ
かっぱ橋	2021	Ⅱ	Ⅱ	—	Ⅱ	—	—	—
せせらぎ歩道橋	2023	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ
入谷大橋	2024	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ
平成泉橋	2023	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅰ
<small>ごへえ</small> 五兵衛橋	2023	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ
やっちゃんば人道橋	2024	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	—	Ⅰ	Ⅰ

健全性ごとの橋梁の並び順は「建設年次」が古い順です。

表 8 健全性一覧表 (3/3)

橋梁名	点検年	橋全体	部材単位					
		総合	主桁	床版	橋台	橋脚	支承	伸縮装置
北千住駅西口ペDESTリアンデッキ	2023	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅱ
北千住駅構内跨線人道橋	2022	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	—
新豊橋	2024	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅰ
新古川橋	2021	Ⅱ	Ⅱ	—	Ⅰ	—	—	—
花見橋	2021	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	—	Ⅰ	—
綾瀬新橋	2022	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅰ
堀切駅跨線人道橋	2022	Ⅲ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	—
蒲原橋	2021	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅱ	—
沼田橋	2021	Ⅲ	Ⅱ	—	Ⅲ	—	—	—
富士見歩道橋（架け替え予定）	2021	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	—	Ⅰ	Ⅱ
一本橋	—	架け替え直後のため点検結果なし						
北綾瀬ペDESTリアンデッキ	—	新設直後のため点検結果なし						
<p>【備考】 健全度Ⅲの橋梁の事業状況</p> <p>綾瀬新橋 東京都において架け替え事業中</p> <p>沼田橋 令和8年度 補修予定（足立区）</p> <p>蒲原橋 令和8年度 補修予定（足立区）</p> <p>堀切駅跨線人道橋 令和7年度 補修完了（足立区）</p> <p>富士見歩道橋 足立区において架け替え事業中</p> <p>花見橋 令和6年度 補修完了（足立区）</p>								

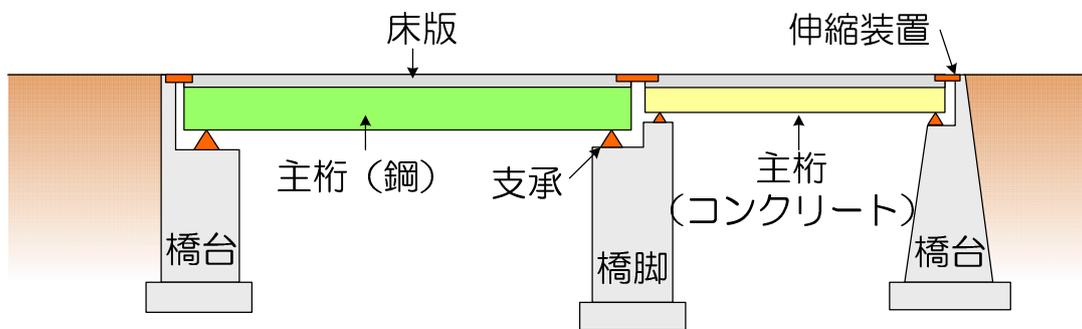
健全性ごとの橋梁の並び順は「建設年次」が古い順です。

表 3 部材の説明

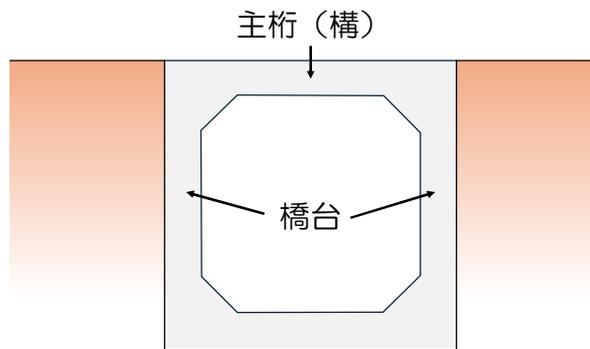
部材	説明
主桁	上部構造全体の荷重を支持して下部構造に伝える部材
床版	橋梁を通る車等の荷重を主桁に伝える部材
橋台	橋梁の両端にあり、上部構造を支える部材
橋脚	2 径間以上の橋梁の中間部にあり、上部構造を支える部材
支承	上部構造の荷重を下部構造に伝達するための部材
伸縮装置	主桁と橋台の継ぎ目に設置される部材（主桁の温度変化による伸縮に追従する）

橋梁の概要

橋梁（鋼橋、PC 橋、RC 橋）



コンクリート橋のうち、BC 橋（ボックスカルバート橋）



## 5章 維持管理方針の設定

### 5.1 基本方針

足立区における橋梁の維持管理は、全橋に対して予防保全による管理（原則、健全性Ⅱの段階で補修）を行い、橋梁の長寿命化を図ることを基本としています。本計画でも引き続き、予防保全による管理を実施した場合の、長期的なライフサイクルコスト（以下、LCC という。）の縮減効果検証を行います。

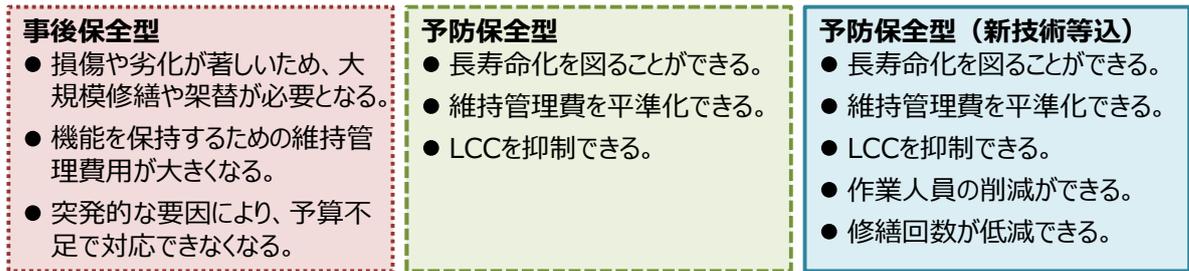


図 7 橋梁長寿命化修繕計画の目的と方針

### 5.2 検討期間

検討期間は、上位計画の足立区公共施設等総合管理計画と同じく、令和7年度（2025年）から令和46年度（2064年）までの40年間とします。

### 5.3 新技術の活用方針

橋梁の点検や補修においては、国の NETIS（新技術情報提供システム）などの最新の動向を注視し、費用面、作業効率の面、補修効果の面などから総合的に検討を行い、本計画期間の40年間での費用を合計した結果、一番安価でかつ橋梁が健全な状態を確保できる工法を選定していきます。

表 10 新技術の例（NETIS より）

	従来	新技術
点検方法	【水路橋38橋】 近接目視（人が水路内に侵入して点検を実施）	【水路橋38橋】 水中ドローンを用いた点検
費用	20,000千円	11,000千円
作業効果・比較	狭い空間で酸素ポンペを担いで点検を実施	進入が難しい矮小箇所を安全かつ迅速に調査可能



9,000千円の削減を目指します。

## 5.4 集約・撤去の検討方針

以下のとおり、国の「道路橋等の集約・撤去事例集」に基づいて集約・撤去の検討条件を整理した結果、現状区内に集約※・撤去が必要な橋梁はありません。

### (1) 撤去検討条件（道路橋等の集約・撤去事例集より）

以下の撤去検討条件に該当する場合は、集約・撤去について検討します。

#### 【撤去検討条件】（道路橋等の集約・撤去事例集より）

- ① 利用者が少ない（約 100 人未満/12h）
- ② 代替路が近い（人道橋：約 100m 以内、車道橋：約 2km 以内）
- ③ 健全性がⅢもしくはⅣ
- ④ 交通管理者、地元自治会の理解（合意）

### (2) 今後の進め方

当計画においては集約・撤去の抽出はありませんが、今後、利用者数の減少などにより、国の定める撤去検討条件に該当した場合には、維持管理費や地元住民の意見を踏まえながら、適切な橋梁の維持管理に努めます。

※ 近くにある複数の老朽化した橋梁を統合し、機能統一を図る取り組み

## 5.5 修繕実施時期の設定

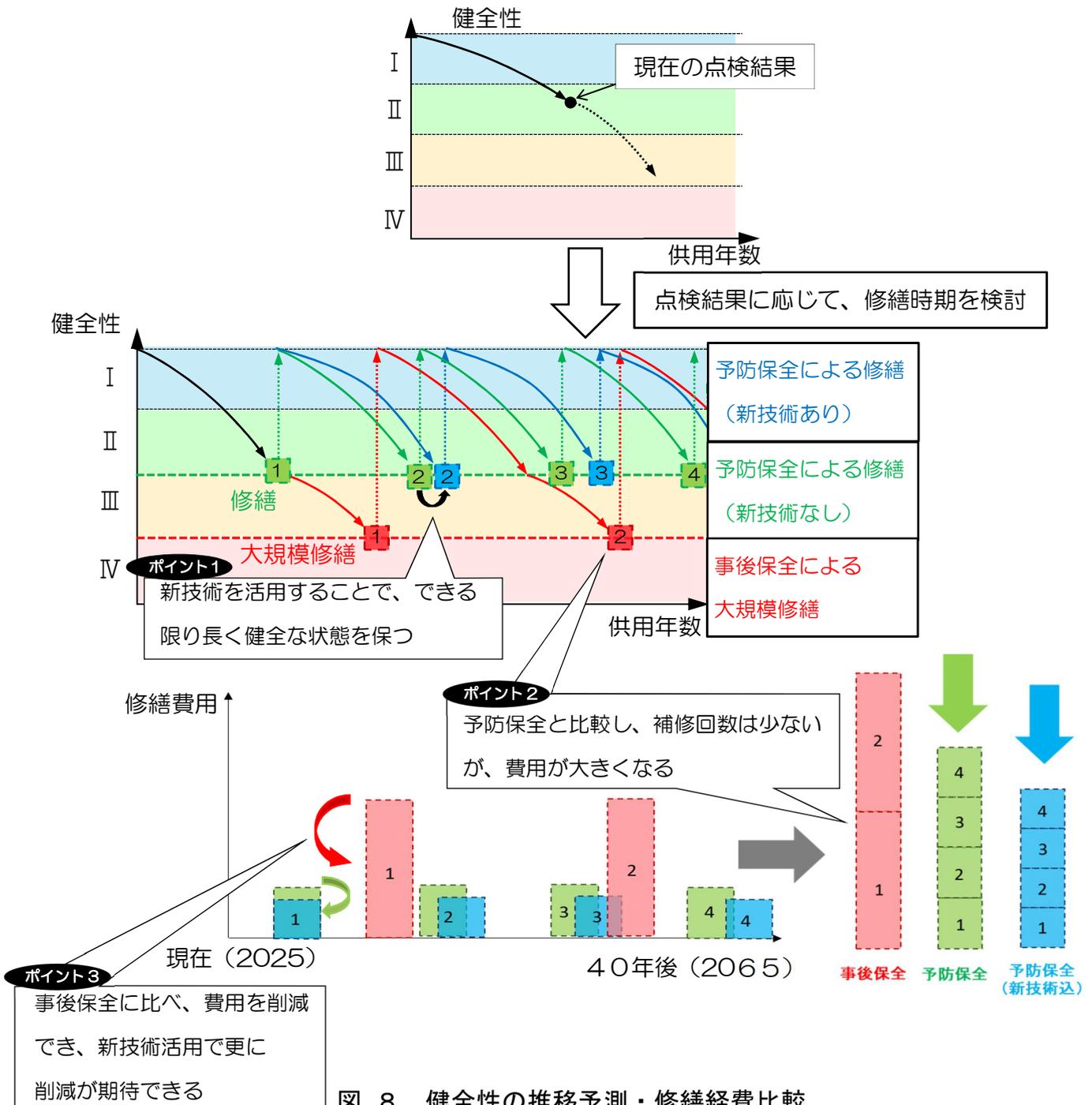
最新の点検結果から、全ての橋梁の健全性の推移を予測します。

予防保全による修繕は事後保全による大規模修繕と比較し、補修回数は多くなりますが、トータルコストを比較すると、予算を大きく削減できます。

そのため、対象橋梁の目標とする健全度は、原則健全性が「Ⅲに至る直前のⅡ」に設定いたします。

また、修繕の際に新技術を活用することで更なる予算削減、補修回数の低減が期待できるため、随時検討します。

図9に健全性の推移の予測、を示しております。



## 5.6 修繕方法の設定

修繕方法は損傷の発生箇所（部材）に合わせて図 10 のとおりとし、補修設計のなかで、適切な工法を選定します。

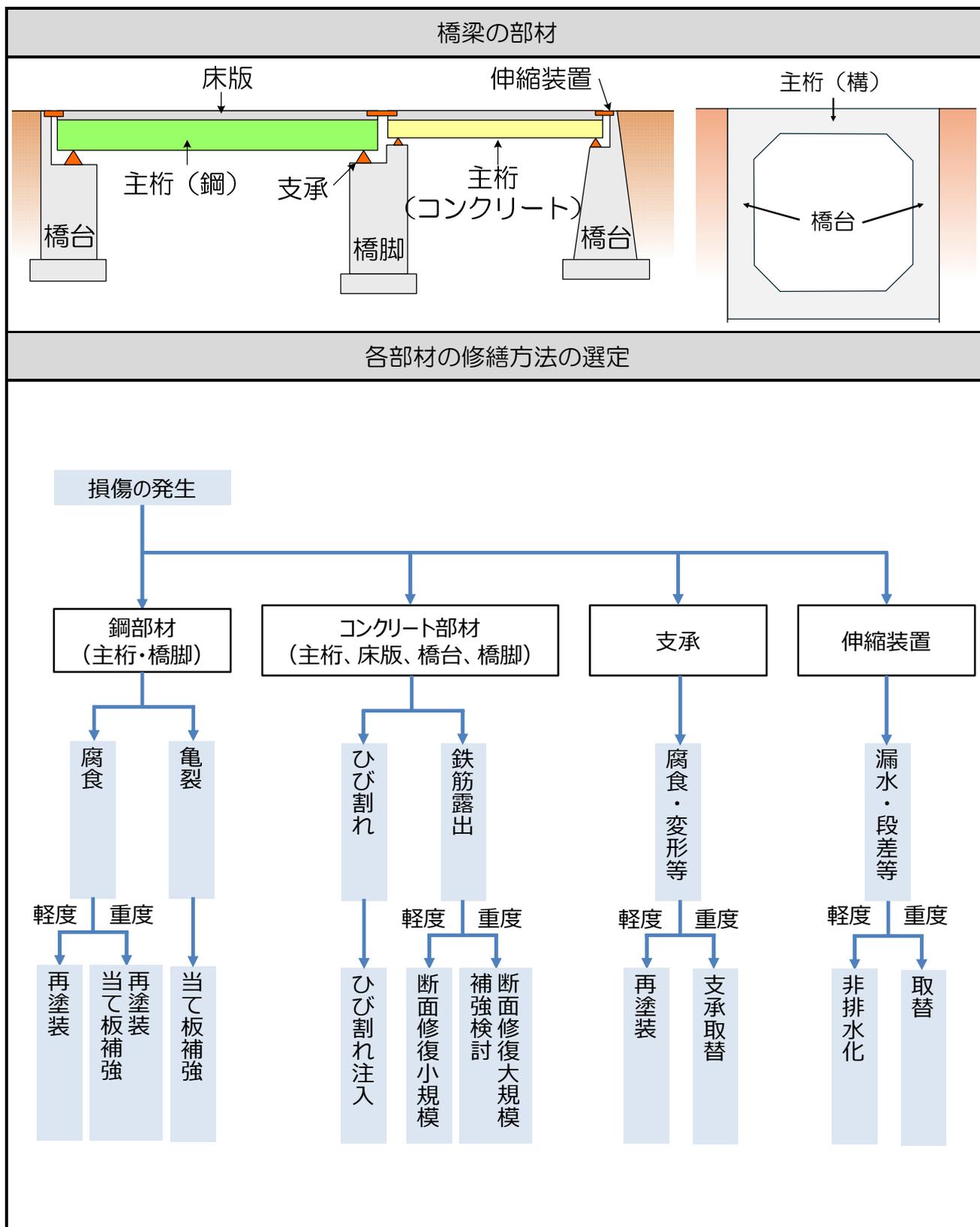


図 9 各部材の修繕方法の選定フロー

## 6章 事業計画

### 6.1 短期事業計画

短期事業計画として、直近の点検結果を基に、各橋梁の部材ごとの劣化状況を予測し、直近10年間のスケジュールを作成しました。

表 1 1 短期事業計画表 (1/2)

△：点検 ●：補修 ★：更新

橋梁名称	種別	橋梁形式	健全性	事業計画									
				2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	
蒲原第二橋	車道橋	BC橋	I	△						△			
四丁田橋	車道橋	RC橋	I	△						△			
新広橋	車道橋	BC橋	I	△						△			
上の橋 (葛西用水上流)	車道橋	BC橋	I	△						△			
花畑大橋	車道橋	PC橋	I			△					●	△	
新砂子路橋	車道橋	PC橋	I		△						△		
上之橋 (葛西用水下流)	車道橋	BC橋	I	△						△			
第六天橋	車道橋	BC橋	I	△						△			
堤田橋	車道橋	BC橋	I	△						△			
毛長橋	車道橋	鋼橋	I		△●						△		
ふれあい桜橋	車道橋	PC橋	I			△						△	●
桜木橋	車道橋	PC橋	I		△						△	●	
雪見橋	車道橋	PC橋	I			△						△	●
六町加平橋	車道橋	鋼橋	I			△				●		△	
熊の木橋	人道橋	RC橋	I	△						△			
花見人道橋	人道橋	鋼橋	I			△						△	
花瀬橋	人道橋	鋼橋	I			△						△	
北三谷橋	車道橋	RC橋	II	△	●					△			
堀切2号橋	人道橋	鋼橋	II		△						△★	★	★
横道橋	車道橋	RC橋	II	△	●					△			
誼橋	車道橋	BC橋	II	△		●				△			
引入水門橋	車道橋	BC橋	II	△			●			△			
西新井駅竹ノ塚駅間跨線人道橋	立体横断施設	鋼橋	II		△						△		
栗六陸橋	車道橋	鋼橋	II		△						△		
橋本橋	車道橋	RC橋	II	△	●					△			
円心橋	車道橋	RC橋	II	△			●			△			
千代田線車庫入口歩道橋	立体横断施設	鋼橋	II		△						△		
碓伏越橋	車道橋	BC橋	II	△			●			△			
根郷橋	車道橋	BC橋	II	△		●				△			
新中之橋	車道橋	BC橋	II	△		●				△			
新田橋 (葛西用水)	車道橋	BC橋	II	△	●					△			
新六木橋	車道橋	BC橋	II	△	●					△			
境橋	車道橋	BC橋	II	△	●					△			
内戸越橋	車道橋	RC橋	II	△			●			△			

健全性ごとの橋梁の並び順は「建設年次」が古い順です。

表 12 短期事業計画表（2/2）

△：点検 ●：補修 ★：更新

橋梁名称	種別	橋梁形式	健全性	事業計画									
				2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	
下河原橋	車道橋	RC橋	II	△			●		△				
上耕地橋	車道橋	BC橋	II	△			●		△				
種田橋	車道橋	RC橋	II	△			●		△				
高塚橋	車道橋	RC橋	II	△	●				△				
月見橋（車）	車道橋	鋼橋	II			△			●		△		
月見橋（歩）	人道橋	PC橋	II			△					△	●	
東淵江橋	車道橋	BC橋	II	△			●		△				
みどり歩道橋	人道橋	鋼橋	II		△				●	△			
伊藤谷橋	車道橋	鋼橋	II			△					△		
下之橋	車道橋	BC橋	II	△	●				△				
貝瀬橋	車道橋	BC橋	II	△			●		△				
ふれあい橋	人道橋	PC橋	II	●		△					△		
淵江橋	車道橋	BC橋	II	△	●				△				
宝橋	車道橋	BC橋	II	△	●				△				
桑袋大橋	車道橋	PC橋	II			△					△	●	
かっぱ橋	車道橋	BC橋	II	△		●			△				
せせらぎ歩道橋	立体横断施設	鋼橋	II			△					△		
入谷大橋	車道橋	鋼橋	II		●	△					△		
平成泉橋	人道橋	鋼橋	II	●		△					△		
五兵衛橋	人道橋	鋼橋	II	★	★	△					△		
やっちゃん人道橋	人道橋	鋼橋	II			△			●		△		
北千住駅西口ペDESTリアンデッキ	立体横断施設	鋼橋	II		●	△					△		
北千住駅構内跨線人道橋	立体横断施設	鋼橋	II		△		●			△			
新豊橋	車道橋	鋼橋	II			△					△	●	
新古川橋	人道橋	BC橋	II	△				●	△				
花見橋	車道橋	RC橋	III			△					△		
綾瀬新橋	車道橋	鋼橋	III	東京都において架け替え事業中									
堀切駅跨線人道橋	立体横断施設	鋼橋	III		△		★	★	★	△			
蒲原橋	車道橋	BC橋	III	△●					△				
沼田橋	車道橋	BC橋	III	△●					△				
富士見歩道橋	人道橋	鋼橋	III	★	★	△★					△		
一本橋	車道橋	PC橋	—	△					△				
北綾瀬ペDESTリアンデッキ	立体横断施設	鋼橋	—		△						△		

健全性ごとの橋梁の並び順は「建設年次」が古い順です。

※ 限られた予算の中で円滑に予防保全を実施するにあたり、予算の平準化のため補修時期をずらすなど措置とる場合があります。

## 6.2 中長期事業計画・事業費の評価

5章から6章までの考え方を踏まえ、計画期間である40年間のスケジュールを組み立て、その累計費用を積み重ねました。

事後保全型が約325億円であるのに対し、予防保全型は約297億円と全体の9%にあたる約28億円の縮減することができました。

また、併せて新技術の活用により、さらに1%の約3億円の縮減が期待できます。

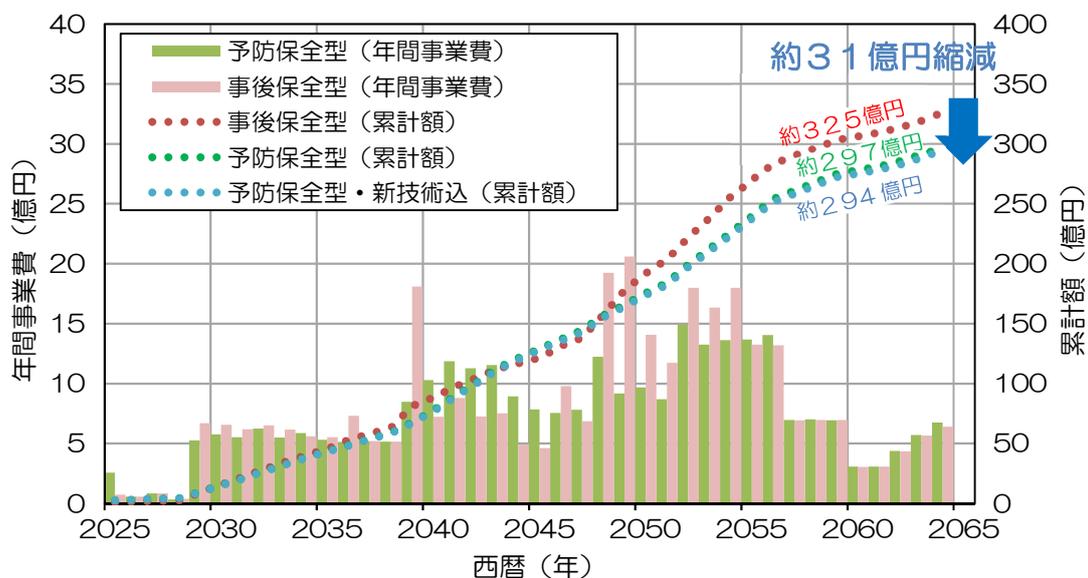


図 10 補修・更新費用累計 (差し替え)

### 6.3 健全性の比較による効果

計画対象橋梁のうち、区管理橋梁66橋の健全性の状態を事後保全型管理と比較した結果、予防保全を実施することで、健全性Ⅰ、Ⅱの橋梁の割合が増え、安全に利用できる状態の橋梁が多くなることがわかりました。

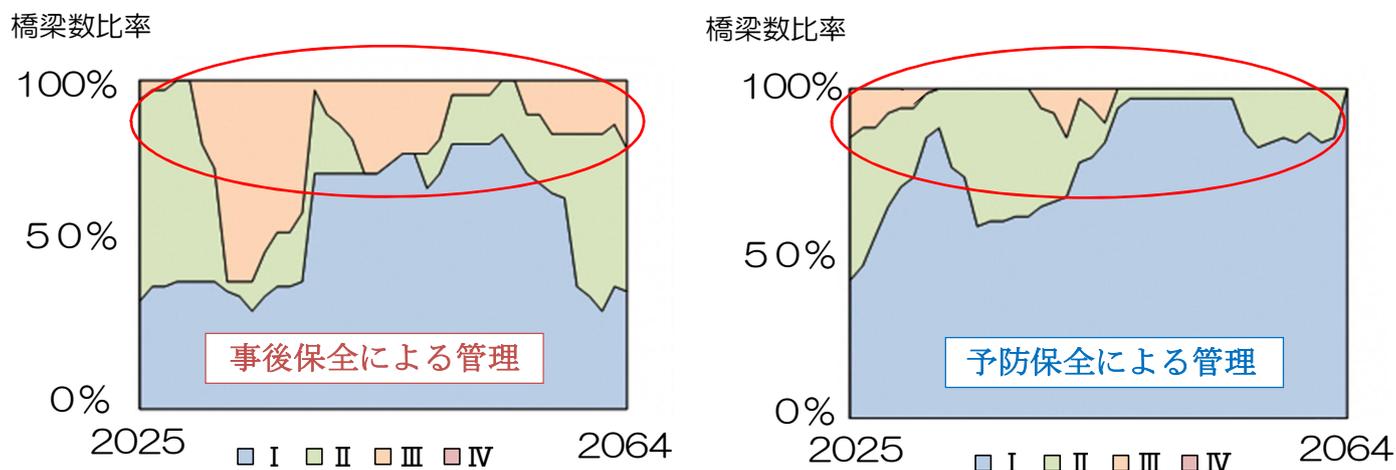


図 11 40年間における健全性の比較

表 13 40年間における健全性区分の割合

	事後保全による管理	予防保全による管理
健全性Ⅰ	55%	72%
健全性Ⅱ	25%	15%
健全性Ⅲ	<u>20%</u>	<u>3%</u>

早期に措置が必要な健全性Ⅲの期間が「事後保全による管理」と比べ、短く、安全に管理できる。

## 7章 終わりに

国および足立区の最新の要領や計画等、直近の点検結果を踏まえ、橋梁の長寿命化修繕計画を見直しました。その結果、新技術等の導入効果を確認するとともに、維持管理費用の削減を確認することができました。本計画に基づいた橋梁の維持管理・更新を着実に実施していくことで、安全・安心かつ効率的な橋梁の維持管理に努めてまいります。

本計画の策定にあたっては、東京都立大学 大学院 都市環境科学研究科の中村一史教授に技術的なアドバイスをいただきました。

書 名：足立区橋梁長寿命化修繕計画

発行年月日：令和8年4月

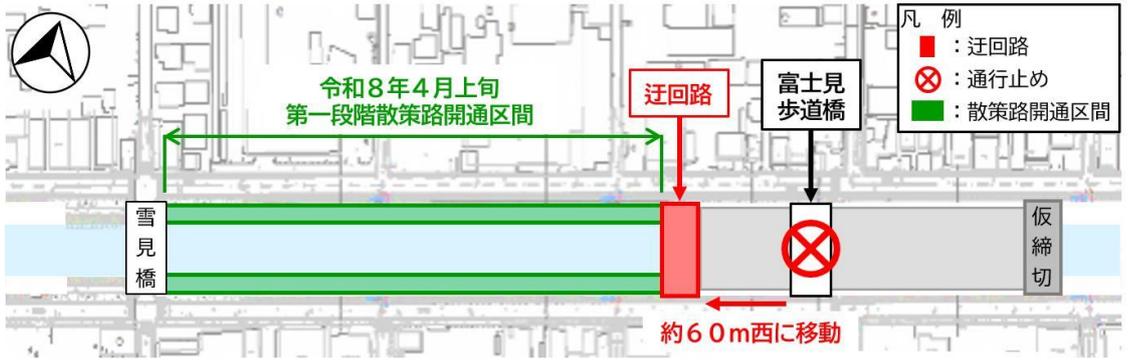
発 行：足立区都市建設部道路公園整備室道路整備課

# 建設委員会報告資料

令和8年3月13日

件名	花畑川環境整備事業の取組み状況について
所管部課名	道路公園整備室道路整備課
内容	<p>花畑川環境整備事業の取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 第10回花畑川を考える会の開催結果</b></p> <p>(1) 開催日 令和8年1月27日(火)</p> <p>(2) 場所 佐野地域学習センター(佐野二丁目43番5号)</p> <p>(3) 内容</p> <p>ア 現在の工事状況について</p> <p>イ 第二段階の整備について</p> <p>(4) 主な意見</p> <p>ア 現在の工事状況について</p> <p>(ア) 第一段階の石積みはきれいでいい。</p> <p>(イ) 令和10年に富士見歩道橋が完成した際には、オープニングイベントを企画してほしい。</p> <p>(ウ) 次回は、令和8年4月に開通する散策路を会員で歩き、意見交換を行える形式で行いたい。</p> <p>イ 第二段階の整備について</p> <p>(ア) 前回提案のあった日除けは、よしずなどの維持管理しやすいものがいい。</p> <p>(イ) 維持管理の行き届くシンプルな整備にすべきである。</p> <p>(ウ) 前回提案のあったデッキテラスや緑地広場など人が集う場所を整備してほしい。</p> <p><b>2 今後のスケジュール</b></p> <p>(1) 富士見歩道橋迂回路の供用開始について</p> <p>供用開始 令和8年3月17日</p> <p>(2) 第一段階の散策路の開通について</p> <p>開通日 令和8年4月上旬</p> <p>(3) 周知方法</p> <p>現地掲示及び区ホームページにて周知する。</p>

(4) 案内図



# 建設委員会報告資料

令和8年3月13日

件名	インクルーシブ遊具配置計画の策定について										
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課 道路公園整備室公園維持課										
内容	<p>令和8年1月に計画案を作成した標記の件について、以下のとおり配置計画を策定したので報告する。</p> <p><b>1 計画策定の目的</b></p> <p>足立区では、総合スポーツセンター公園や上沼田東公園に、大型のインクルーシブ遊具広場「ハッピーひろば」を新たに整備した。これらのインクルーシブ遊具利用者からの声を参考に、今後、区内に整備するインクルーシブ遊具の配置基準を定める。</p> <p><b>2 計画の概要（別紙参照 P62～67）</b></p> <p>ハッピーひろばを含む大型インクルーシブ遊具広場や単体のインクルーシブ遊具などの配置基準や設置公園、遊具の選定方法について別紙のとおり定め、令和8年度以降の運用を進めていく。</p> <p><b>3 計画案からの主な変更点</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">頁</th> <th style="width: 55%;">変更前</th> <th style="width: 35%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">P64</td> <td> <p><b>2 ハッピーひろばを含む大型インクルーシブ遊具広場</b></p> <p>No. 5 <u>中川公園（都立）</u></p> <p>中川公園は下水処理施設の上部にあるため、インクルーシブ遊具広場までの動線にバリアフリー上の課題がある。</p> </td> <td> <p>No. 5 <u>大谷田南公園（区立）</u></p> <p>広場へのバリアフリー動線をより安全に確保するため、<u>整備予定公園を中川公園から大谷田南公園</u>に変更した。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">P64</td> <td> <p><b>2 ハッピーひろばを含む大型インクルーシブ遊具広場</b></p> <p>大型インクルーシブ遊具広場の整備にあたっては、<u>障がい者団体へヒアリングを実施し、遊具を選定する。</u></p> </td> <td> <p>大型インクルーシブ遊具広場の整備にあたっては、<u>障がい者団体や地域の利用者へアンケート等を実施し、遊具を選定する。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		頁	変更前	変更後	P64	<p><b>2 ハッピーひろばを含む大型インクルーシブ遊具広場</b></p> <p>No. 5 <u>中川公園（都立）</u></p> <p>中川公園は下水処理施設の上部にあるため、インクルーシブ遊具広場までの動線にバリアフリー上の課題がある。</p>	<p>No. 5 <u>大谷田南公園（区立）</u></p> <p>広場へのバリアフリー動線をより安全に確保するため、<u>整備予定公園を中川公園から大谷田南公園</u>に変更した。</p>	P64	<p><b>2 ハッピーひろばを含む大型インクルーシブ遊具広場</b></p> <p>大型インクルーシブ遊具広場の整備にあたっては、<u>障がい者団体へヒアリングを実施し、遊具を選定する。</u></p>	<p>大型インクルーシブ遊具広場の整備にあたっては、<u>障がい者団体や地域の利用者へアンケート等を実施し、遊具を選定する。</u></p>
頁	変更前	変更後									
P64	<p><b>2 ハッピーひろばを含む大型インクルーシブ遊具広場</b></p> <p>No. 5 <u>中川公園（都立）</u></p> <p>中川公園は下水処理施設の上部にあるため、インクルーシブ遊具広場までの動線にバリアフリー上の課題がある。</p>	<p>No. 5 <u>大谷田南公園（区立）</u></p> <p>広場へのバリアフリー動線をより安全に確保するため、<u>整備予定公園を中川公園から大谷田南公園</u>に変更した。</p>									
P64	<p><b>2 ハッピーひろばを含む大型インクルーシブ遊具広場</b></p> <p>大型インクルーシブ遊具広場の整備にあたっては、<u>障がい者団体へヒアリングを実施し、遊具を選定する。</u></p>	<p>大型インクルーシブ遊具広場の整備にあたっては、<u>障がい者団体や地域の利用者へアンケート等を実施し、遊具を選定する。</u></p>									

頁	変更前	変更後
P65	<p><b>3 単体インクルーシブ遊具の設置について</b></p> <p>大型インクルーシブ遊具広場まで比較的距離があるエリアでは、<u>インクルーシブ遊具の設置ニーズがあった際に、単体インクルーシブ遊具の設置を検討する。</u></p>	<p>大型インクルーシブ遊具広場まで比較的距離があるエリアや<u>公園新設、改修などの際に地域から要望があった公園では、インクルーシブ遊具のニーズを確認しながら、「ブランコ」「砂場」などの単体インクルーシブ遊具の設置を検討する。</u></p>

#### 4 今後の予定

配置計画に基づき、令和8年度以降に整備を進めていく。

## インクルーシブ遊具配置計画

### 1 足立区の現状と方向性

足立区では、これまでもバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に沿った遊具を導入してきたが、近年では、総合スポーツセンター公園や上沼田東公園に、大型のインクルーシブ遊具広場「ハッピーひろば」を新たに整備した。

区内の公園に設置するインクルーシブ遊具について、区内のインクルーシブ遊具の定義を整理し、配置計画を策定する。

### 2 ハッピーひろばを含む大型インクルーシブ遊具広場

#### (1) 定義

##### ア インクルーシブ遊具

障がいがある子もいない子も一緒に遊ぶことができる、ユニバーサルデザインに配慮された遊具

##### イ 大型インクルーシブ遊具広場

複合遊具や単体遊具のインクルーシブ遊具が複数設置され、だれもが遊びに参加できるよう配慮された遊具広場

##### ウ ハッピーひろば

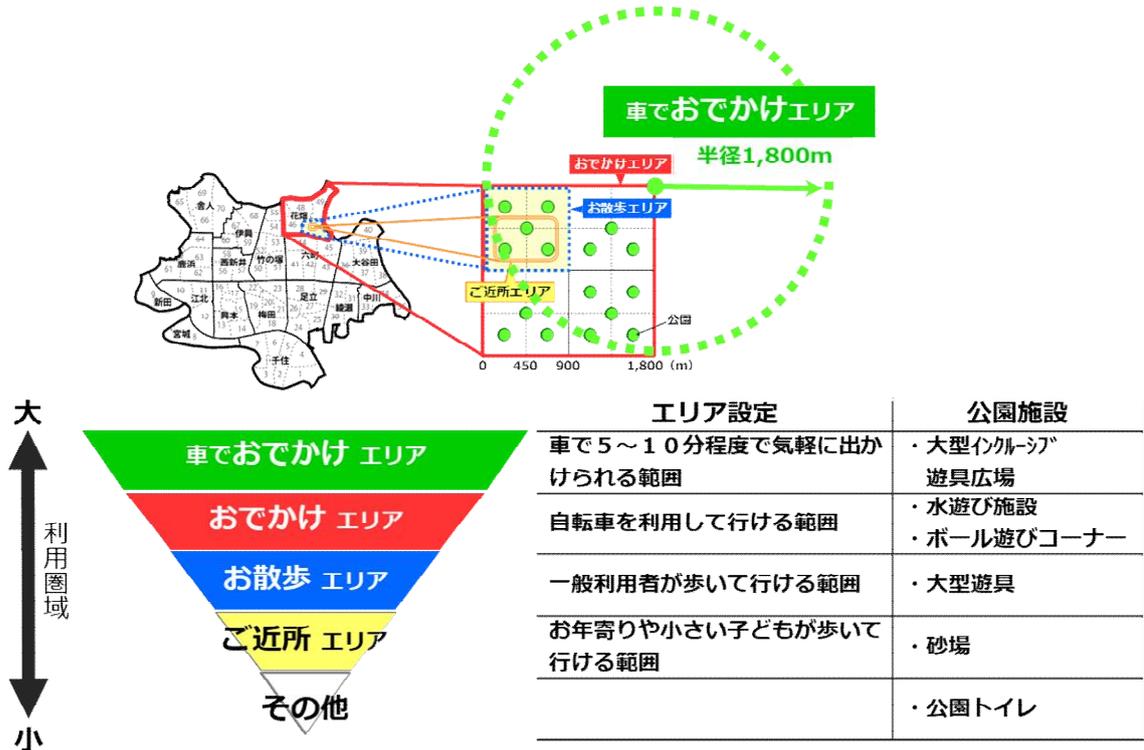
区立公園に設置された大型インクルーシブ遊具広場

#### (2) 大型インクルーシブ遊具広場の配置基準

区内の大型インクルーシブ遊具広場は、以下の基準で配置することとする。

項目	内容
整備する公園の施設条件	① 駐車場がある、もしくは公園にアクセスするための乗降可能な停車スペースがある。 ② 公園内もしくは隣接して区の管理者等が常駐している施設がある。 ③ 公園の出入り口や駐車場、園路、トイレなどの基本的な施設は、ユニバーサルデザインに配慮されている。
利用する年齢層	① 概ね3歳から12歳の児童が主体 ② 保護者や兄弟などの利用も幅広く考慮
規模	各公園に応じた規模 標準として、概ね500～1,000㎡程度 (総合スポーツセンター公園・上沼田東公園は約900㎡)

設置する遊具・施設	遊具広場として整備されており、インクルーシブ遊具を設置する。また、広場内の施設は、ユニバーサルデザインに配慮されている。
区内の適正配置	車で5～10分程度で気軽に出かけられる範囲に1か所配置する（誘致圏範囲半径1,800m）



参考：誘致圏エリア設定の考え方

(3) ハッピーひろばを含む大型インクルーシブ遊具広場の設置公園

区内の大型インクルーシブ遊具広場設置公園は、都立公園を含む以下の8園（うち、設置済み公園数4園）とする。（別図参照）

No.	公園	エリア	設置状況	備考
1	新田さくら公園	新田	設置済※	※令和10年度以降に一部改修予定
2	舎人公園（都立）	舎人	設置済	
3	総合スポーツセンター公園	保木間	設置済	★ハッピーひろば

4	上沼田東公園	江北	設置済	★ハッピーひろば
5	大谷田南公園	中川	未設置	★ハッピーひろば 令和10年度以降整備予定
6	尾竹橋公園	千住	未設置	★ハッピーひろば 令和10年度以降整備予定
7	五反野コミュニティ公園	西綾瀬	未設置	★ハッピーひろば 令和10年度以降設置予定
8	西新井公園	梅島	未設置	★ハッピーひろば 令和20年度以降設置予定

(4) インクルーシブ遊具の選定について

- ア 全てが同じようなインクルーシブ遊具とならないよう、年齢や障がいの対象を考慮しながら配置する。
- イ 大型インクルーシブ遊具広場の整備にあたっては、障がい者団体や地域の利用者へアンケート等を実施し、遊具を選定する。
- ウ 広場内の遊具下部は、原則としてゴムチップ舗装とする。

【参考】整備済み遊具の特徴

No.	公園	対象	特徴
1	新田さくら公園	車いす利用で上半身が動かせる子	一部にうんてい、スロープ
2	総合スポーツセンター公園	車いす利用の肢体不自由児者	回遊しやすいスロープ、すべり台
3	上沼田東公園	介助ありで歩行や運動ができる子	介助しやすいすべり台、アスレチック



総合スポーツセンター公園



上沼田東公園

### 3 単体インクルーシブ遊具の設置について

#### (1) 設置の方針

大型インクルーシブ遊具広場まで比較的距離があるエリアや公園新設、改修などの際に地域から要望があった公園では、インクルーシブ遊具のニーズを確認しながら、「ブランコ」「砂場」などの単体インクルーシブ遊具の設置を検討する。

#### (2) 遊具の選定

ア ハッピーひろばの利用実態調査結果より、「回転遊具」「複合遊具」などの活動的な遊びは人気が高いため、公園の遊具改修時に合わせて整備を進める。

イ 「ブランコ」、「砂場」、「小さな家（落ち着く空間）」は、周辺公園とのバランスを考慮しながら選定する。



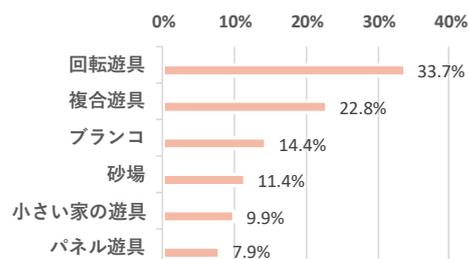
回転遊具



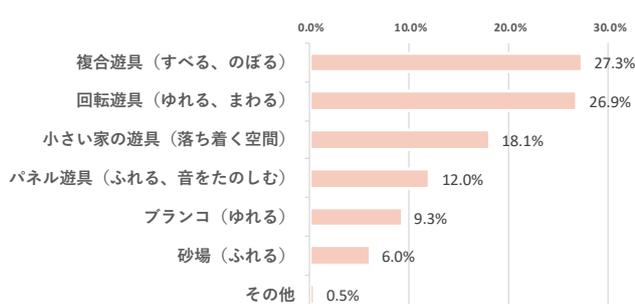
砂場

アンケートより（総合スポーツセンター公園・上沼田東公園）

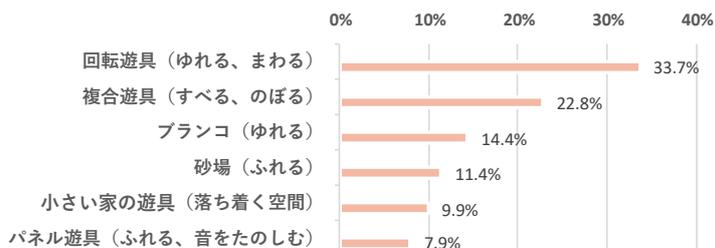
#### ◎総合スポーツセンター公園



#### ◎上沼田東公園



#### ◎合計



## 4 その他

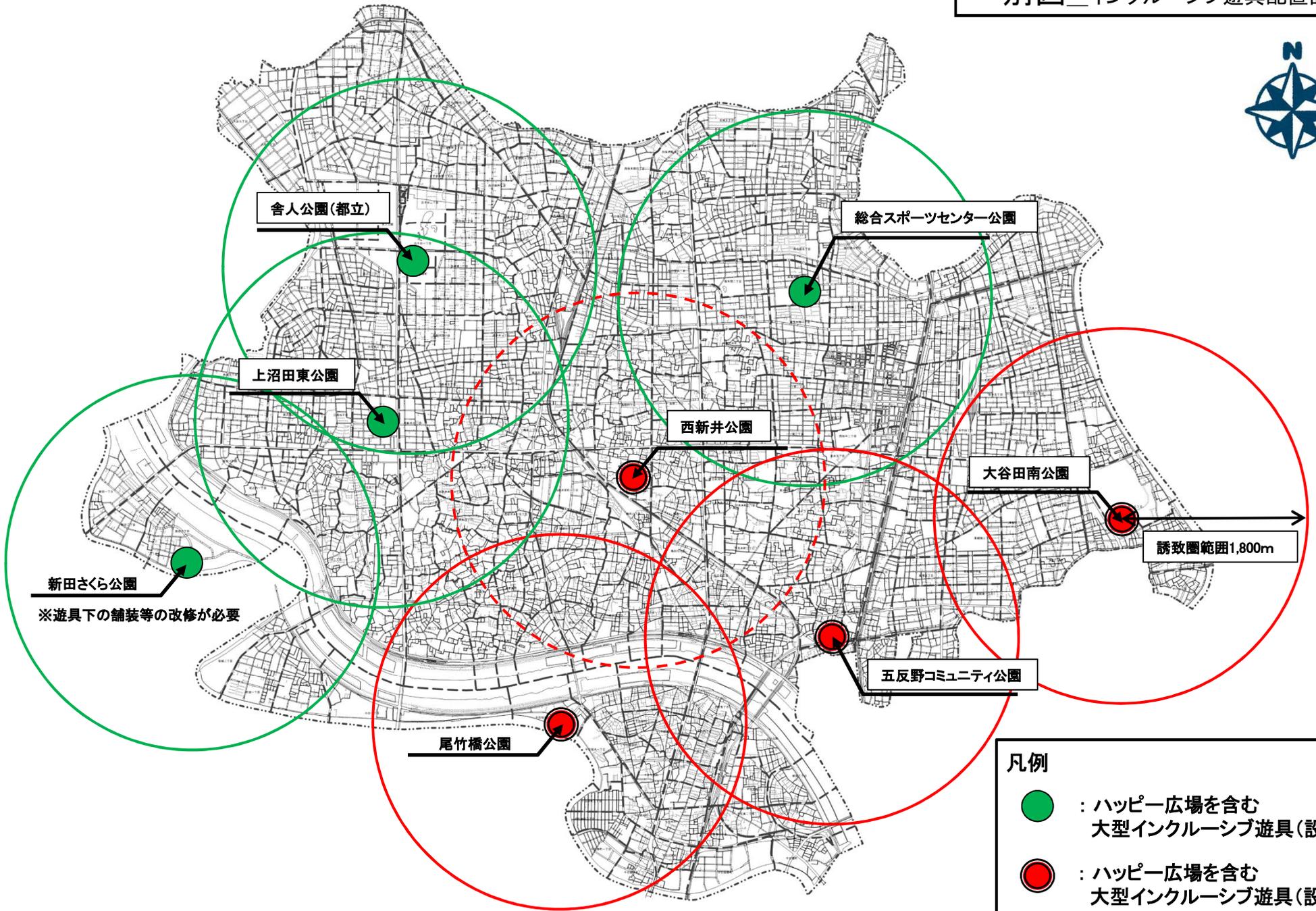
### (1) 遊具以外のユニバーサルデザインに配慮された施設

車いすで使えるテーブルセット、車いすで観賞できる花壇など、ユニバーサルデザインに配慮された施設については、インクルーシブ遊具広場の有無にかかわらず、入口からの動線を考慮し、地域ニーズ等を加味しながら整備を進める。

### (2) 木陰・パーゴラ等の日よけ

利用実態調査のアンケート結果より、遊具以外に必要な要素については、「木陰・パーゴラ等の日よけ」に対する要望が突出して高いことから、日よけの設置や緑陰内への遊具設置など、猛暑対策も遊具設置と並行して進めていく。

別図\_インクルーシブ遊具配置計画



凡例

- : ハッピー広場を含む  
大型インクルーシブ遊具(設置済)
- : ハッピー広場を含む  
大型インクルーシブ遊具(設置予定)

# 建設委員会報告資料

令和8年3月13日

件名	花畑二丁目生コン工場への対応状況について													
所管部課名	建築室開発指導課 環境部生活環境保全課													
内容	<p>花畑二丁目生コン工場（以下「事業者」という。）の対応状況について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 現地調査について</b></p> <p>(1) 搬入車両等の状況について</p> <p>令和7年12月23日、午後1時から午後4時まで、開発指導課が現地調査を実施。次のとおり、交通安全や周辺への騒音等に配慮した操業が行われていることを確認した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">調査日時</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">令和7年12月23日 午後1時～午後4時</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">【参考】 令和7年1月16日 午後1時～午後4時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通学時間帯における西側区道の生コン車の通行</td> <td style="text-align: center;">延べ63台</td> <td style="text-align: center;">延べ34台</td> </tr> <tr> <td>通学時間帯における西側区道の児童生徒の通行人数</td> <td style="text-align: center;">14人</td> <td style="text-align: center;">23人 (公園内通行を含む)</td> </tr> <tr> <td>交通誘導員の配置 (午後1時～午後3時)</td> <td style="text-align: center;">西側 1名</td> <td style="text-align: center;">西側 1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>[位置図]</p>  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【凡例】</p> <p>..... 西側区道</p> <p>①～④ 測定地点</p> </div>		調査日時	令和7年12月23日 午後1時～午後4時	【参考】 令和7年1月16日 午後1時～午後4時	通学時間帯における西側区道の生コン車の通行	延べ63台	延べ34台	通学時間帯における西側区道の児童生徒の通行人数	14人	23人 (公園内通行を含む)	交通誘導員の配置 (午後1時～午後3時)	西側 1名	西側 1名
調査日時	令和7年12月23日 午後1時～午後4時	【参考】 令和7年1月16日 午後1時～午後4時												
通学時間帯における西側区道の生コン車の通行	延べ63台	延べ34台												
通学時間帯における西側区道の児童生徒の通行人数	14人	23人 (公園内通行を含む)												
交通誘導員の配置 (午後1時～午後3時)	西側 1名	西側 1名												

(2) 工場周辺の騒音測定について

令和8年1月15日、生活環境保全課が工場敷地境界で現地騒音測定を実施したところ以下のとおりの測定結果となった。

いずれの測定地点においても、規制基準値50dBを超過していた。

測定地点 (前ページ 位置図参照)	場 所	測定値L5*(dB)
		(午前9時30分～ 午前9時55分)
①	北側道路	74(+2)
②	西側道路	68(±0)
③	南側道路	55(-1)
④	東側道路	56(-3)

※ 測定値については、工場から発生する音だけでなく、周辺道路を走行する自動車の走行音等も含めた値である。

※ L5とは、突発的な音を除外して測定した騒音値を大きい順に並べたときに上から5%にあたる騒音値。

※ ()内は前回(令和7年9月1日)測定値からの増減を示す。

## 2 事業者に対する違反指導について

(1) 令和7年10月29日に報告書を受理した以降、改めて是正計画書を提出するよう指導した。

(2) 令和8年1月19日に是正計画書が提出された。

(3) 令和8年2月19日に是正計画の進捗を定期的に報告するよう指導した。

## 3 今後の方針

(1) 是正計画が、自主的かつ着実に履行されるよう定期的に進捗報告を求め、指導し、適宜議会に報告する。

(2) 近隣への環境対策、交通安全対策に引き続き努めるよう指導する。

# 建設委員会報告資料

令和8年3月13日

件名	住宅政策審議会の開催結果について					
所管部課名	建築室住宅課					
内容	<p>第2回足立区住宅政策審議会（以下「審議会」という。）を令和8年2月9日に開催し、住生活基本計画の改定に向けた検討を行ったので報告する。</p> <p><b>1 開催概要</b></p> <p>(1) 開催日時 令和8年2月9日（月）午前10時～正午</p> <p>(2) 議事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 区民公募委員の委嘱および紹介</li> <li>イ 区長の諮問および挨拶</li> <li>ウ 上位計画の改定状況について</li> <li>エ 足立区の現状と課題について</li> <li>オ 専門部会の設置案について</li> <li>カ 今後の審議会開催スケジュールについて</li> <li>キ その他</li> </ul> <p>(3) 議事内容に対する主な意見、質疑に対する今後の対応案等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">主な意見・質問</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">今後の対応案等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>ごみ屋敷対策について、足立区は全国的に見ても取組み件数が多く注目されている。</p> <p>ア 空き家も含めた対策として、どのように実施しているか。</p> <p>イ 建物だけではなく住んでいる方の福祉の課題もあると感じる。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>ア 区ではごみ屋敷や空き家、樹木剪定が行き届いていない物件などについて、平成24年度から14年間でごみの片付け等や生活再建の支援など、累計約1,500件を実施している。</p> <p>イ 一度ごみを片付けても元に戻るなど、居住者の要因が大きいので、福祉的課題についても連携して議論していく。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		主な意見・質問	今後の対応案等	<p>ごみ屋敷対策について、足立区は全国的に見ても取組み件数が多く注目されている。</p> <p>ア 空き家も含めた対策として、どのように実施しているか。</p> <p>イ 建物だけではなく住んでいる方の福祉の課題もあると感じる。</p>	<p>ア 区ではごみ屋敷や空き家、樹木剪定が行き届いていない物件などについて、平成24年度から14年間でごみの片付け等や生活再建の支援など、累計約1,500件を実施している。</p> <p>イ 一度ごみを片付けても元に戻るなど、居住者の要因が大きいので、福祉的課題についても連携して議論していく。</p>
主な意見・質問	今後の対応案等					
<p>ごみ屋敷対策について、足立区は全国的に見ても取組み件数が多く注目されている。</p> <p>ア 空き家も含めた対策として、どのように実施しているか。</p> <p>イ 建物だけではなく住んでいる方の福祉の課題もあると感じる。</p>	<p>ア 区ではごみ屋敷や空き家、樹木剪定が行き届いていない物件などについて、平成24年度から14年間でごみの片付け等や生活再建の支援など、累計約1,500件を実施している。</p> <p>イ 一度ごみを片付けても元に戻るなど、居住者の要因が大きいので、福祉的課題についても連携して議論していく。</p>					

主な意見・質問	今後の対応案等
<p>ウ 空き家やマンション跡地の空き地について、管理はどのようにすればよいのか。</p>	<p>ウ 住宅地に散在する空き地も、ごみ屋敷の一環として対応している。専門部会でも議題として取り上げていきたい。</p>
<p>ア 空き家について、所有者不明の土地や建物がどのくらいあるか把握しているか。</p> <p>イ 全国的には、相続人が多すぎて意思決定できずに、将来的に管理不全空き家になるケースが増えている。</p>	<p>ア 区で扱っている困難案件について、登記事項情報等や住民基本台帳などから所有者は判明している。</p> <p>イ 相続人の数が多い・登記がされていないなど、解決が難しい物件があるので、専門部会にて具体的な施策の議論をしていきたい。</p>
<p>ア 居住支援法人について、区内に3社と伺っている。</p> <p>イ 大阪などの行政では、多いところで約300社もあるが、区として増やしていく考えはあるのか。</p>	<p>ア 居住支援法人は東京都が認可するが、まずは事業者に取り組む意志があるかによる。意志がある団体等には積極的に働きかけていく。</p> <p>イ 法人登録していただける事業者への働きかけとして、不動産協会等を通じた周知に努めていきたい。</p>
<p>ア 年齢別の転出入について、転出していく人口の詳細を把握したい。</p> <p>イ 近隣で建設される住宅はファミリー向けではなく、单身用の共同住宅が多い印象。</p> <p>ウ 転出入の世代について、深掘りしていただき、今後の議論の参考にしたい。</p>	<p>ア 国および東京都の指標や区が実施した調査等のデータ分析を行い、住宅施策に反映できるような資料作成を行う。</p> <p>イ 土地の価格高騰もあわせて、敷地の細分化が進んでいる傾向にある。</p> <p>ウ 区の条例で、狭小な单身者用共同住宅は建築不可としているが、現在の建築制限も検討していきたい。</p>

主な意見・質問	今後の対応案等
「マンション管理組合」や「住生活リテラシー」など、各専門部会に共通する課題として、議論する必要を感じる。	共通事項として、各専門部会の視点から議論を深めていきたい。

## 2 専門部会にて協議する課題項目

事務局から課題の提案を行い、委員からの意見も合わせて別紙の内容にて協議課題を決定した（別紙参照 P 73）。

## 3 今後の方針

本審議会でいただいた意見を踏まえ、次回開催に向けて、検討を深めるための資料作成等の準備を進める。

なお、今回は令和8年6月の開催を予定している。

# 専門部会議題案

別紙

## ① 住宅資産部会

### ○空き家

- ・利活用
- ・管理不全対策

空家等対策計画

### ○マンション・戸建て

- ・維持保全（更新／再生）
- ・管理適正化
- ・リフォームによる性能向上

マンション管理適正化推進計画

### ○公共住宅

- ・維持保全
- ・団地再生
- ・地域の拠点づくり

### ○資産・流通

- ・新築／既存住宅
- ・世代間継承
- ・アフォードブル住宅（住宅価格の高騰）

公営住宅等長寿命化計画

## 共通分野

### ○上位計画との整合

### ○Well-beingの実現

### ○人口構成の変化

### ○住生活リテラシー

- ・文化の違いへの対応

### ○民間協働

- ・支援体制の整備

### ○防災・防犯

- ・不燃化／耐震化
- ・防災備蓄
- ・応急建物

## ② 暮らし・コミュニティ部会

### ○セーフティネット

- ・居住支援
- ・福祉との連携

賃貸住宅供給促進計画

### ○多様な世帯

- ・外国人居住者
- ・子育て世帯、教育環境
- ・近居世帯
- ・単身世帯

### ○住環境

- ・バリアフリー
- ・省エネ、脱炭素、緑化

### ○まちづくり

- ・歴史と文化の継承
- ・参加型まちづくり

### ○地域コミュニティ

- ・町会／自治会
- ・マンション管理組合
- ・ミクストコミュニティ